



シンポジウム 参加費無料(事前申し込み制) 定員 100名

# 判断能力が不十分な人の 個人情報保護について考える

日時: 2016年9月11日(日曜) 13:00~17:00 (開場 12:30~)

場所: 全国町村会館 (東京メトロ永田町駅 徒歩1分)

<http://www.zck.or.jp/kaikan/access/>

家庭の問題を発見して支援につなげる地域の現場では、個人情報保護の問題にぶつかることが少なくありません。特に、認知症や障害によって判断能力が不十分な人々や子どもの場合、人権やプライバシーに配慮しながら、安全な暮らしをつくるにはどうしたらよいか、適切な支援の在り方が模索されています。シンポジウムでは、高齢者の経済活動の法的支援の在り方を糸口にして、この問題を皆様とともに考えてみたいと思います。

全体コーディネーター 成本 迅(京都府立医科大学) ・ 山田 肇(東洋大学)

## 話題① 認知症高齢者等の経済活動の法的支援

「高齢者が地域で暮らすには～金融機関との連携の大切さ～」 上林 里佳(一般社団法人京都社会福祉士会)

「研究の概観－意思決定支援システムの法的基礎」 小賀野 晶一(中央大学)

「見守り契約の法的構造」 亀井 隆太(横浜商科大学)

「高齢者のための信託商品の開発」 福田 智子(中央大学大学院)

「電子健康保険証をめぐるドイツの議論と日本への示唆」 石田 瞳(追手門学院大学)

「中国における問題状況」 江 涛(上海政法学院比較法学研究所)

## 話題② 支援に向けた個人情報保護法政策の現状と課題

「ニッポンの個人情報保護」 鈴木 正朝(新潟大学)

「プライバシー・バイ・デザイン」 新保 史生(慶應義塾大学)

「支援に向けた個人情報保護法政策の課題」 藤田 卓仙(名古屋大学)

## 総合討論 安全な暮らしをつくる新しい個人情報保護法制の構築に向けて

座長 鈴木 正朝 ・ 山田 肇

ゲスト 板倉 陽一郎(ひかり総合法律事務所)

登壇者 小賀野 晶一 ・ 新保 史生 ・ 成本 迅 ・ 藤田 卓仙

共催: 「高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築」プロジェクトPPMELT  <http://ppmelt.com/>  
(「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域)

国立研究開発法人科学技術振興機構  社会技術研究開発センター-RISTEX  <http://www.ristex.jp/pp/>

後援: 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム(ICPF) <http://icpf.jp/>

お問合せ: 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教室 E-mail ppmelt@koto.kpu-m.ac.jp (担当 太田)

# 高齢者が地域で暮らすには ～金融機関との連携の大切さ～

平成28年9月11日  
判断能力が不十分な人の個人情報保護について考える  
全国町村会館にて

一般社団法人 京都社会福祉士会  
社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 介護支援専門員  
上林 里佳

1

## お伝えする内容

- 高齢者の現状
- 高齢者の不安なこと
- 実際に現場で起こっていること
- みなさまにお願いしたいこと
- 大切な視点

2

## 高齢者の現状

- 高齢期の心身の状況は非常に個人差が大きい。仕事をしている人もいれば、寝たきりの人もいる。
- 一般的には目、耳、口、足腰、判断力などに心配なことが増え、物、人、場所、役割などから距離ができる、ということが起こりやすい。
- さらに大切な情報からも縁遠くなりやすい。自分に必要な情報も、上手くやりとできなかったり、悪用されていても分からなかったりすることもある。

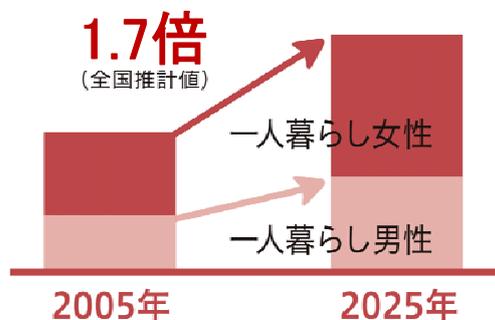
3

京都市地域包括システムの推進

## 高齢化の現状② / 独居高齢者等の増加

現在、高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。  
高齢になれば一人暮らしも、認知症になることも不安は大きいのではないかと

### ① 独居高齢者の増加



2025年には高齢者の一人暮らし世帯の数が、2005年の1.7倍になります。

9年後、あなたは何歳？

### ② 認知症高齢者の増加

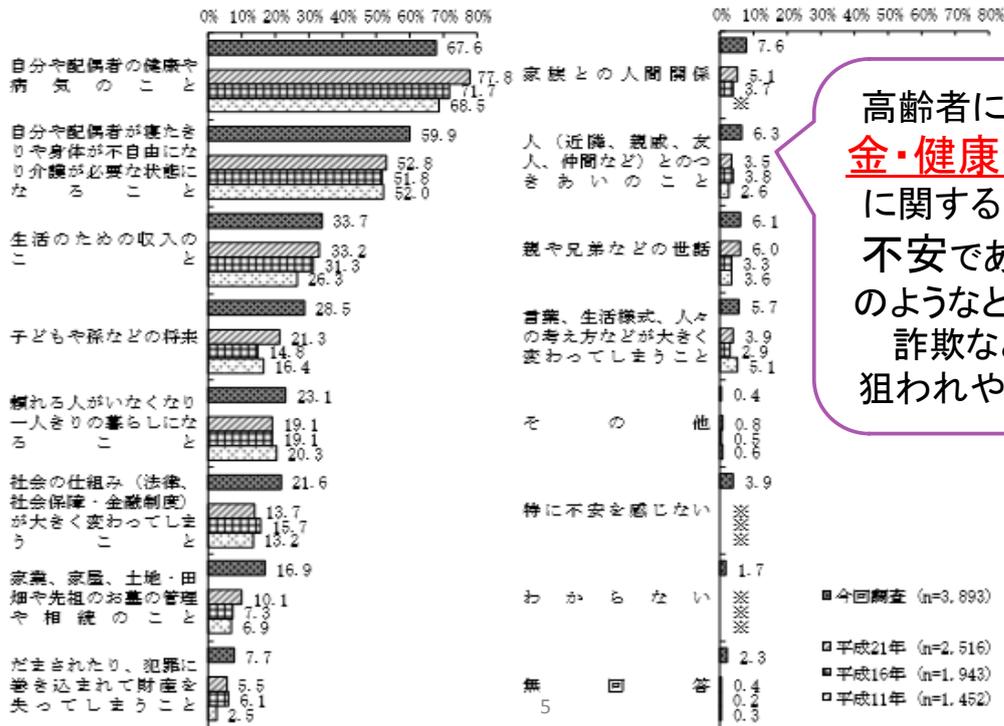


認知症高齢者は今後も増加し、2025年には2005年の2.8倍になります。

認知症は他人事でしょうか？

# 内閣府：2014年度60歳以上の 高齢者の日常生活に関する意識調査

図7 将来の日常生活への不安（Q7：複数回答）



高齢者にとって  
**金・健康・介護**  
に関することが  
不安であり、この  
ようなところが  
詐欺などに  
狙われやすい。

- 地域では実際にこのようなことが起こっています。
- 事例を二つご紹介します。



## 事例①通帳と印鑑を繰り返し失くす

- 80代の女性、一人暮らし。息子家族は遠方に住む。
- ここ数か月で物忘れが進み、繰り返し通帳と印鑑を失くす。
- 光熱費を手払いにしていたが、最近は集金に来られてもお金がどこにあるか分からず、払えない。
- 金融機関へ行き「お金がない、通帳や印鑑を誰かに盗られた、新しく作って欲しい。もしかして、あんたが盗ったんか？」
- ケアマネジャーは本人に頼まれ金融機関へ同行、そこで本人から「知らない人で、通帳を言う人」と表現され、詐欺師に間違われる。冷や汗をかきながら、事情を説明。誤解は解ける。
- 金融機関にて、ご本人の了解を得、息子氏へ連絡。
- もう少しでライフラインは止められ、お米を買うお金もなかった。
- それからは、金融機関  
マネジャーに連絡が入

もし、ご本人の了解がなかったら、暮らしは、命はどうなっていたでしょう？

7

## 事例②親族からの経済的虐待

- 70代の男性、物忘れあり。年金は月額12万円。
- 心臓が悪く、足腰も弱り、受診、服薬は欠かせず、デイサービスでのお風呂も楽しみにしていた。
- 息子は近隣に住み、時々来るが短気な性格で無職。
- 4か月  
光熱費  
状況を  
鳴られ困り果てる。本人も怖くて震えている。
- ケアマネジャーは地域包括へ相談。事実確認後、行政が高齢者虐待防止法：経済的虐待と判定。支援方針にて、成年後見、財産の保全の申し立て、一旦、本人をショートステイに保護。
- 金融機関へは個人情報保護の例外規定として、連携を依頼、了解を得、以降は本人の年金をまもり、後見人、支援者と共に金融機関が本人支援のメンバーとなった。

もし、個人情報保護の例外規定を利用しなかったら、どのようなことが待ち受けていたでしょう？

8

## 金融機関のみなさまへお願い

- **個人情報**:口座開設時に緊急時のご家族や公的機関へのやりとりの**事前同意**
- 困難な対応が必要な顧客の専門家も交えた**分析**と支援方法や**本人同意の工夫**の研修
- 一定年齢以上の方や、取引が長期間ない方、CDだけの出金が長期になっている方のリストアップと面談。
- 認知症などで判断力が低下した方へご家族や相談窓口の紹介・支援へつなぎ。
- 本人の**意思決定への支援**。
- 高齢者虐待への理解と必要時の**例外規定**の活用。
- 職員の**意欲**を維持、向上できるような**組織的な動き**や取り組みを！

9

## この視点を外さない！

- このような方々は、もしかしたら、みなさまの周りにおられるかもしれません。
- また将来、私たち自身の身に起こるかもしれません。
- 個人情報は心配なことが増えた方々にも大切に守られるべきものです。
- しかし守りすぎて、かえってご本人の財産や健康、暮らしが損なわれることはないでしょうか。
- **個人情報**はしっかり**守る**ことと、ご本人のために有効に**活用**される**バランス**が大切だと思います。
- 今後も**個人情報の内容や範囲**を考え、高齢期に入り、判断力や理解力が衰えても、財産や健康、暮らしがつつがなく送れるように、個人情報の取り扱いをみなさまとともに考えていきたいと思えます。
- 今後ともご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。
  - ご清聴ありがとうございました。

10

# 認知症高齢者等の 経済活動の法的支援

RISTEX公私空間

(PPMELT 2016年9月11日)

中央大学法学部 小賀野晶一

## RISTEX(PPMELT)

- 平成28年度「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域
- 研究開発プロジェクト「高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築」

共催

国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター(RISTEX)

(<http://ppmelt.com>)

## RISTEX(PPMELT)

成本PJ: 社会との幅広い接点をもった臨床研究  
法的検討グループ

( I )医療・契約・信託・成年後見担当

自律的な経済活動を保障するためのシステムと  
そこにおける個人情報保護・利用のあり方

↓↑

( II )個人情報保護法担当(主査: 藤田卓仙氏)

個人情報保護制度の現状と改善提案

## 成本PJ法的検討グループ 医療・契約・信託・成年後見

研究の概観(アプローチの視点)

- ①上林里佳 **実務**の現状・課題
- ②小賀野晶一「意思決定支援**システム**の法的基礎」
- ③亀井隆太「**見守り契約**の法的構造」
- ④福田智子「高齢者のための**信託商品**の開発」
- ⑤石田瞳「ドイツの**電子健康保険証**をめぐる議論と日本への示唆」
- ⑥江涛「**中国**における問題状況」

# 地域における問題の実態

## (1) 不法行為、取引

- 特殊詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺)
- その他の消費者被害

## (2) 事故、災害

- 自動車事故、水害・地震等の災害弱者(2016年8月、台風10号による大雨で河川が氾濫、認知症グループホーム・岩手県岩泉町の入所者9人が死亡)
- 認知症高齢者の徘徊、行方不明等 → JR東海事件

## (3) 介護問題、終末期医療

## (4) 子どもの虐待

## (5) その他の問題

⇔ 救済・支援と個人情報保護と利用

# 経済活動と民法

民法 = 経済活動の法的基礎

## 民法典の構成

物権 → 所有権、動産、不動産

総則 債権 → 契約

不法行為(JR東海事故等)

親族 → 婚姻、離婚、親子、扶養

相続 → 遺言、法定相続

# 契約---経済活動の方法

契約 → 人と人の意思表示の合致(合意)

個人の意思を重視

救済は、民法の個別規定、特別法で対応

民法： 錯誤(95条) → 無効

詐欺・強迫(96条) → 取消し

特別法： 消費者契約法など → 無効

取消し

裁判では、主張・立証責任の負担がある

(合理人 → 瑕疵のない行為をすることができる)

## 契約の締結と判断能力

• 契約を有効に締結するには、当該契約に関する判断能力が必要：民法上の**私的意思自治の原則**

• **意思能力の概念**

ある → 契約(意思表示)は有効

ない → 契約(意思表示)は無効

▪ 立証責任

法律行為に関する民法の原則によると、当該行為時に行為者に意思能力がなかったことは、行為者が立証しなければならない(煩瑣、ときに困難)

(合理人 → 意思能力があることを標準)

# 判断能力が不十分な人と民法制度

能力について、個々の立証ではなく、画一的対応

(1)未成年者制度(事理弁識能力が**未熟**)20歳未満

(2)成年後見制度(事理弁識能力が**低下**)

ア 法定後見(**法定制度**)

3つの類型 → ①欠ける常況にある:成年後見、  
②著しく不十分である:保佐、③不十分である:補助、の各類型

イ 任意後見(**契約**) → 不十分な状況にある

## 成年後見制度の概要

- 法体系における位置 民法に位置づけられる制度
- 被支援者 認知症等により事理弁識能力の低下した人
- 支援の方法・内容 代理、同意、取消し +  $\alpha$
- 2つの仕組み
  - (1) 法定後見(法定制度---後見・保佐・補助の3類型)  
**代理権**、同意権・取消権の一部又は全部
  - (2) 任意後見(契約)  
公正証書による委任契約、**代理権**の授与  
家裁の任意後見監督人選任 → 発効

# 成年後見制度と代理権

- 財産管理と身上監護(生活、療養看護)の支援
- 代理権の2つの機能
  - ①本人の判断能力の補充、②本人の行動の拡大
- 任意後見 → 任意代理権  
代理権目録 ← 本人の意思
- 法定後見(3つの類型) → 法定代理権
  - ①後見類型 当然に包括的代理権
  - ②保佐類型 代理権付与の審判(特定の行為) ← 本人の同意
  - ③補助類型 代理権付与の審判(特定の行為) ← 本人の同意

## 参考 成年後見制度の利用状況

- 平成27年12月末日時点における、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は**合計で191,335人**(前年は184,670人)であり、対前年比約3.6%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は152,681人(前年は149,021人)であり、対前年比約2.5%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は27,655人(前年は25,189人)であり、対前年比約9.8%の増加となっている。
- 補助の利用者数は8,754人(前年は8,341人)であり、対前年比約5.0%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,245人(前年は2,119人)であり、対前年比約5.9%の増加となっている。  
(成年後見事件の概況、最高裁判所事務総局家庭局)

## 参考 成年後見等の申立件数

- 成年後見関係事件(後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で34,782件(前年は34,373件)であり, 対前年比約1.2%の増加となっている。
  - 後見開始の審判の申立件数は27,521件(前年は27,515件)であり, 対前年比約0.02%の増加となっている。
  - 保佐開始の審判の申立件数は5,085件(前年は4,806件)であり, 対前年比約5.8%の増加となっている。
  - 補助開始の審判の申立件数は1,360件(前年は1,314件)であり, 対前年比約3.5%の増加となっている。
  - 任意後見監督人選任の審判の申立件数は816件(前年は738件)であり, 対前年比約10.6%の増加となっている。
- (「成年後見事件の概況」最高裁判所事務総局家庭局)

## 成年後見制度の課題

- **利用者の低迷**(認知症増加による潜在的需要は大)
- 医師の鑑定のあり方、家裁の審判
- 報酬の支払い(負担)
- 市民後見人の養成と活用(家族のあり方)
- **制限行為能力(者)**の考え方と処遇
- 支援の方法としての代理権、さらに取消権
- 多くの資格制限(選挙権は回復)
- 国連障害者権利条約の批准(2014年)
- 財産管理における**不祥事**(監督の強化、成年後見制度支援信託)

# 成年後見制度の教訓

- (1) 財産管理アプローチか、身上監護アプローチか(2000年前後の法律時報・学界回顧(日本評論社)参照)から、生活の支援へ
- (2) 成年後見は有産者の制度か  
→ 財産管理を考慮した身上監護アプローチ
- (3) 人々によって利用されること(参照、介護保険制度)
- (4) 権利保障(権利擁護)のあり方

## 参考 成年後見制度の利用の促進に関する法律

- 2016年4月、議員立法
- 「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」(1条)
- プログラム法
- ①国の会議、②専門家で構成される委員会において検討
- 事務局 内閣府 → 厚労省

# 学界における提案

- 成年後見制度の改善提案(制度論)

- (1)法定後見

- 保佐・補助の2類型へ

- 補助の1類型へ(類型の廃止)

- (2)任意後見

## 成本PJにおける素案(たたき台)

- I 成年後見制度の改善のための提案

- II 意思決定支援システムの導入

COI-T(成本研究代表)による成果(新しいインフォームド・コンセント論)を受けて

- ・自律的な経済活動を保障
- ・民法の基本的考え方を再考(契約法など)
- ・地域における連携・支援と個人情報
- ・成年後見制度でできること、できないこと

# 自律的な経済活動の保障とは

・「自律とは：自分の行動を自分の立てた規律に従って正しく規制すること、自らの意志で客観的な道徳法則を立ててこれに従うこと」(三省堂大辞林)

・本テーマ ①本人の意思に基づいて行われること ②本人に判断能力があること ③権利保障：権利擁護が図られていること ⇔ 自律と第三者による関与は矛盾しない

• 上記①②③を充たす3つの場合

- (1)本人の意思に基づく行為 ○
- (2)成年後見制度による支援 ○
- (3)意思決定支援システムによる支援 ○

## 契約法の考え方

• 認知症1000万人時代の到来・そこでの問題点を考慮すると、合理人を標準にする民法の伝統的考え方は修正を必要としている。

(1)契約における協働の視点

契約法では、役務提供契約における債務を対立的ではなく、協働的に捉えるべきではないか。

(2)プロセス重視

契約の締結、契約の履行、契約の終了とう、契約の全てのプロセスにおける規律を再考する必要があるだろうか。

# 意思決定支援システム

- (1)意思決定支援---その方法と内容
- (2)判断能力についての考え方
- (3)社会システムとしての確立(公と私の協働)

## ①地域における連携

(拠点としての各地の地域包括支援センター、社会福祉協議会：日常生活自立支援事業などとの連携)

## ②必要かつ相当な個人情報の共有

## 認知症等による判断能力の低下と 説明の心得(試案)

【判断能力の低下 → ⅠからⅢへ低下】

### (1)説明者による評価

- Ⅰ 健常 → (説明を理解している)
- Ⅱ MCI、軽度の状況(説明を理解しているようである)
- Ⅲ 中等度の状況(説明が何とか伝わっているようである)
- Ⅳ 重度の状況(説明が伝わっていないようである)

### (2)説明における心得

説明(お話し)は、相手に寄り添う気持ちで、やさしく、ゆっくり、はっきりと、かみくだき、短い単語で、繰り返し、図や絵の活用、家族や身近な人と一緒に、静かで集中し易い環境のなかで、など

\* 本人の能力の状況を考慮した社会的対応が必要

## 連携と個人情報

- ・連携の条件としての個人情報 連携の必要性 → 連携の条件 → 個人情報の共有
- ・個人情報の共有と権利保障の実現
  - ①情報の共有・提供の目的  
本人の自律的な経済活動を保障する
  - ②共有・提供されるべき個人情報の特定  
必要かつ相当な情報を選別する
  - ③情報を共有する人・機関の特定
  - ④権利保障のために公的チェック

## 読売新聞2016.8.11付社説

- ・「相模原殺傷事件 措置入院解除後にも目配りを」  
「神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設で発生した入所者殺傷事件を受け、厚生労働省の有識者検討会が初会合を開いた。19人もが殺害された事件を検証し、秋をメドに対策をまとめる。---
- 関係機関の連携不足も露呈した。措置入院時の男の尿検査では、大麻の陽性反応が検出されたが、市は「報告義務がない」として警察に知らせなかった。退院した事実についても、個人情報だとして連絡しなかった。---
- 疑問なのは、神奈川県警が、障害者施設の入所者であることや遺族感情などを理由に、死傷した被害者の実名を伏していることだ。健常者と異なる対応が、逆に障害者への偏見を招かないか。」

## 参考

「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」(研究代表者 成本、COI-T)

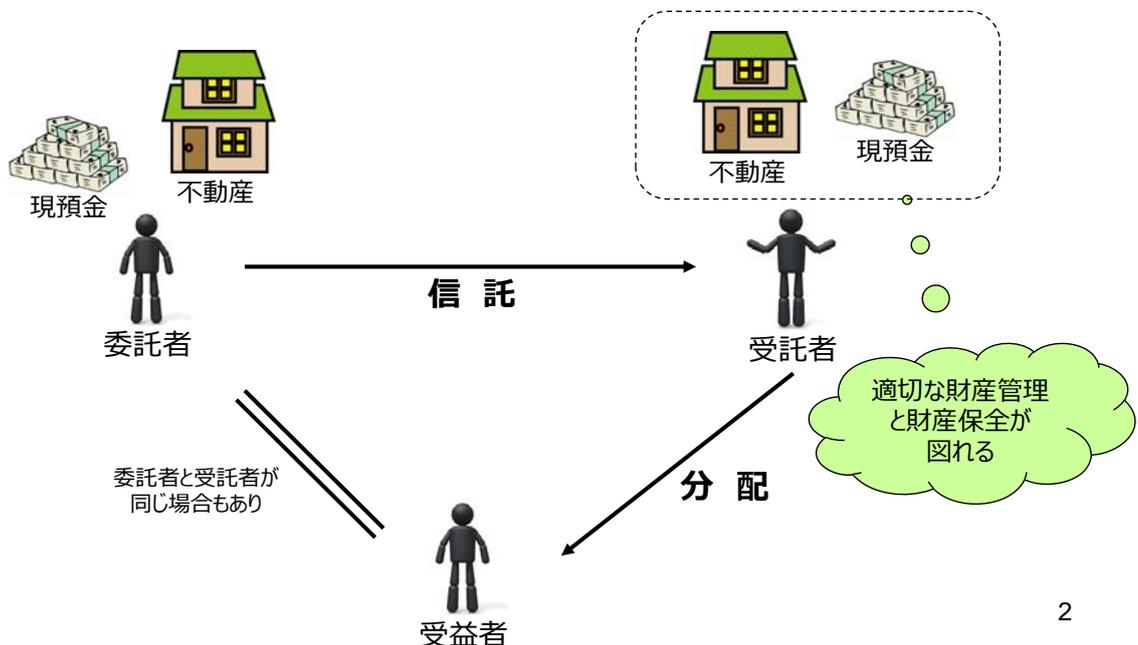
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域「高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築」(RISTEX、研究代表者 成本迅、京都府立医科大学教授)

# 高齢者のための信託商品の開発

中央大学大学院法学研究科博士後期課程・税理士  
福田智子

## 信託とは

信託とは、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすることをいいます（信託法2条1項）。



## 受託者の義務

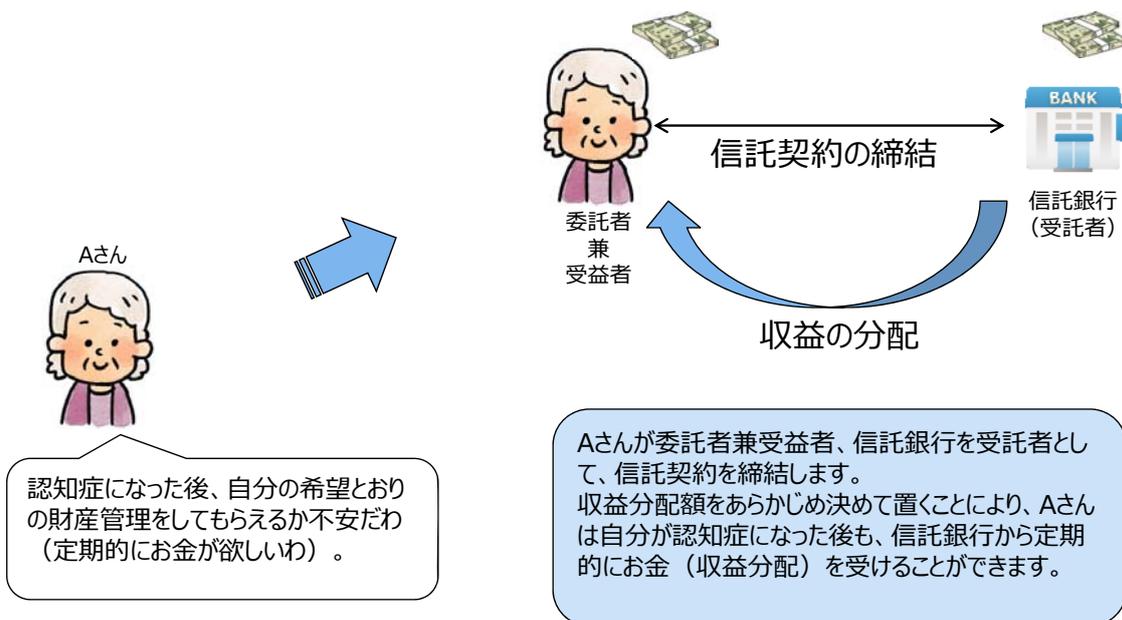
受託者は、信託財産にかかる絶対的かつ排他的権限を有することとなるため、受益者の最善の利益を図るため、受託者に対し厳格な義務と責任が課されています。信託制度では、受託者裁量(Discretion)と受益者の最善の利益(Best Interest)のバランスが重要となります。

義務の種類	受託者義務の内容	条文
基本的義務	信託事務遂行義務	信託法29条1項
一般的義務	善管注意義務	信託法29条2項
	忠実義務	信託法30条～32条
	公平義務	信託法33条
	信託事務の処理の委任における第三者の選任および監督に関する義務	信託法35条
特別的義務	分別管理義務	信託法34条
	帳簿作成・報告等義務	信託法36条～38条

信託業法3条は、「信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。」と規定しているため、業として信託業務を営む者（受託者となる者）は、免許が必要となります。

3

## 信託活用の具体的事例 I（年金信託）

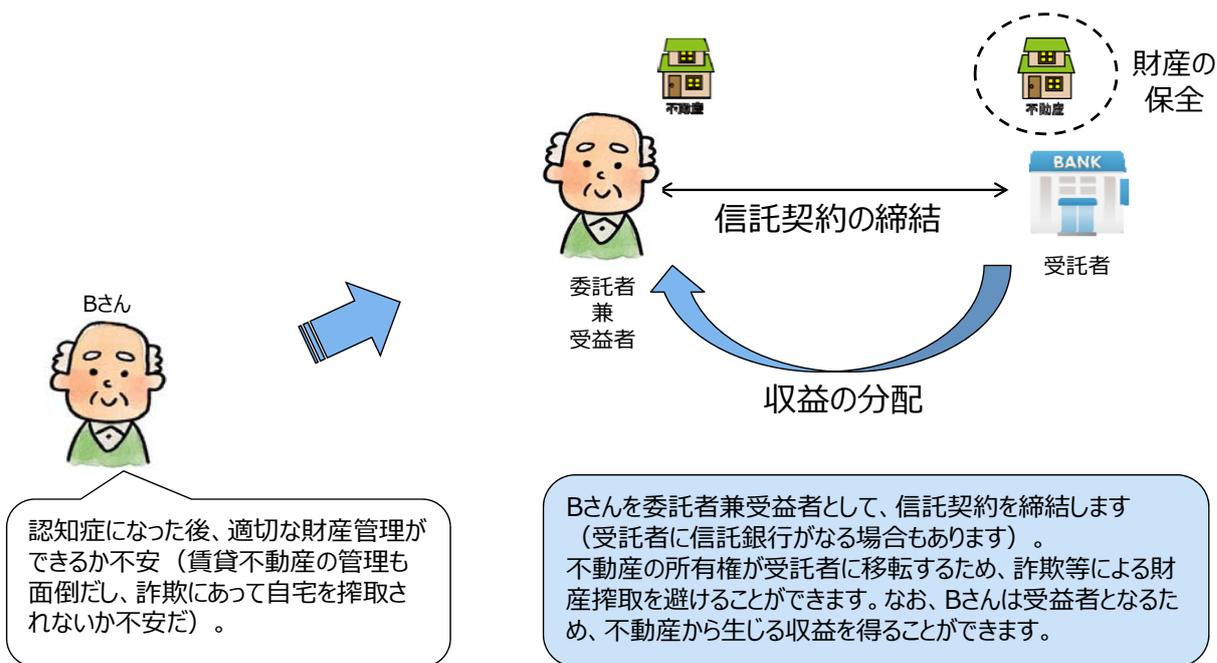


Aさん  
認知症になった後、自分の希望とおりの財産管理をしてもらえるか不安だわ（定期的にお金が欲しいわ）。

Aさんが委託者兼受益者、信託銀行を受託者として、信託契約を締結します。  
収益分配額をあらかじめ決めて置くことにより、Aさんは自分が認知症になった後も、信託銀行から定期的にお金（収益分配）を受けることができます。

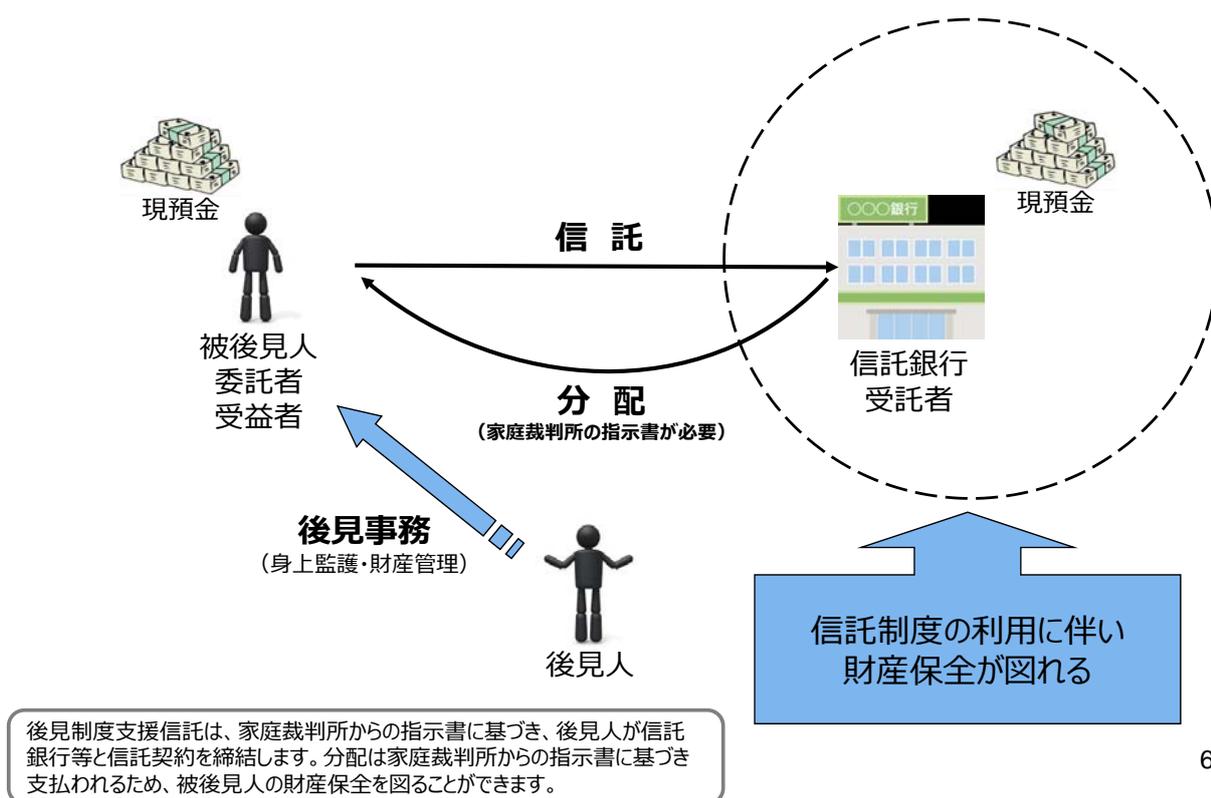
4

## 信託活用の具体的事例Ⅱ（セキュリティ型信託）



5

## 信託活用の具体的事例Ⅲ（後見制度支援信託）



6

## 参考：高齢者向け信託商品 I

	信託の種類	商品概要	メリット	取扱金融機関 (一例)
自益信託	年金信託	現金を信託財産とし、毎月、一定額を年金のように受取る信託	本人が認知症などになったとしても、現金を受け取り続けることができます。	三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行
	セキュリティ型信託	現金を信託財産とし、分配金受取時、同意者の同意を必要とする信託（解約制限付きなども）	現金受取時に同意者の同意を必要とするため、振り込み詐欺などから本人を守ることができます。	三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、FPG信託
	後見制度支援信託	被後見人の財産を信託財産として設定し、家庭裁判所の指示書に基づいた金額を被後見人が受け取る信託	後見人による横領などから、被後見人の財産を守ることができます。	三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、千葉銀行
他益信託	特定障害者扶養信託	現金を信託財産とし、一定の障害者を受託者とする信託	障害者である受益者の生活安定を図ることができます。非課税	三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、FPG信託
	家族信託	現金を信託財産とし、本人が死亡後、親族に一時金または年金で現金が支払われる信託	本人死亡後の家族の生活安定を図ることができます。	三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行

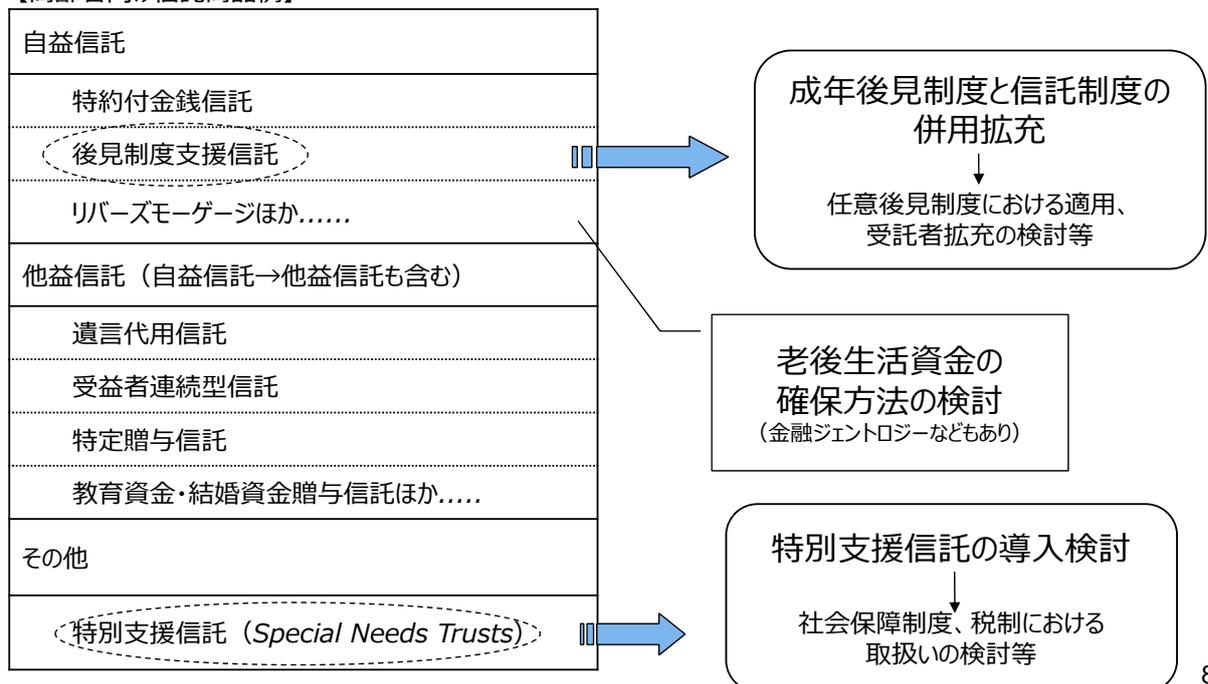
その他、暦年贈与サポート信託、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託などの信託商品もあります。  
また高齢者が所有する不動産を活用したリバースモーゲージ商品なども提供されています。

7

## 参考：高齢者向け信託商品 II

意思能力低下による制限を受けることなく、豊かで自分らしい人生をおくるため、財産管理制度である信託制度を活用する。

### 【高齢者向け信託商品例】



8

# 「電子健康保険証 (Die elektronische Gesundheitskarte) をめぐるドイツの議論」—医療ID 導入への示唆—

追手門学院大学非常勤講師

石田 瞳

## ドイツの医療ID

### 【制度の概要】

- ・1971年: 連邦住民登録法案起草 (1976年、廃案)
- ・1980年: 住民登録法大綱法制定
- ・2002年: 住民登録法大綱法改正
- ・2003年: 医療保険近代化法制定
- ・2005年: 公的医療保険社会法典第 V 編にeGK導入の規定

### 【特徴】

- ・公的保険のみ
- ・強制データ  
氏名、生年月日、性別、支払状況、保険者名、処方箋データ
- ・情報コントロール権: 患者
- ・情報の収集・処理・利用: 本人の同意、法律上の根拠  
(治療目的以外は、書面にて)

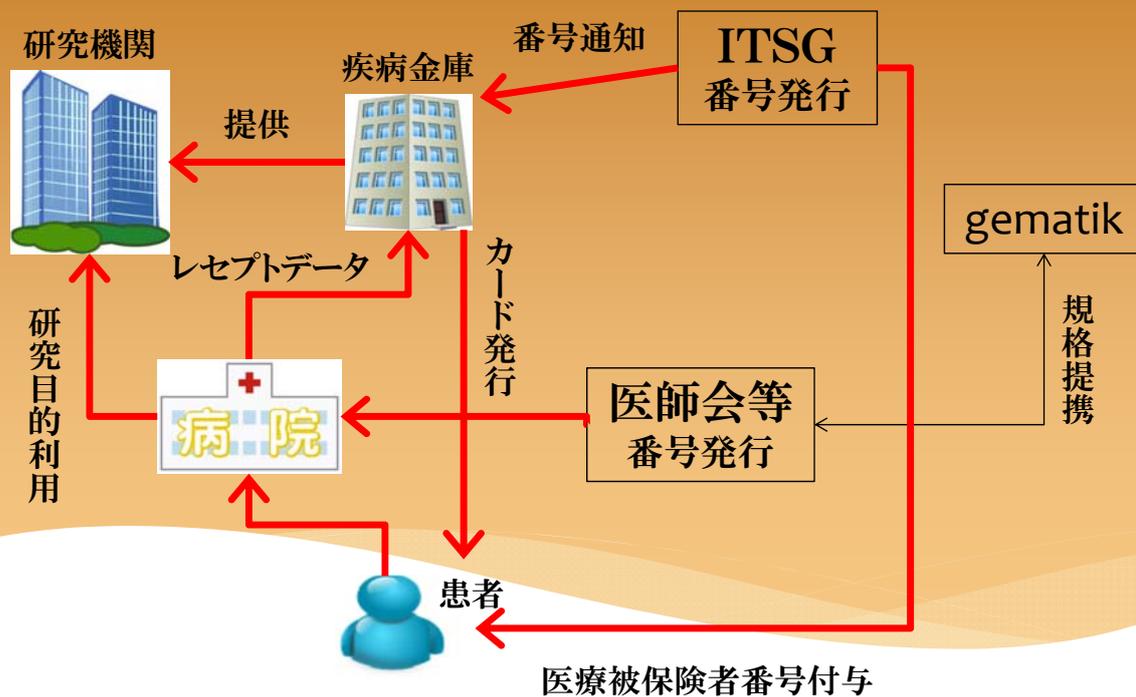
# Die elektronische Gesundheitskarte



# 電子医療従事者証明書 (Heilberufsausweis; HBA)



# ドイツ医療ICTの関係性



## 医療IDの問題点

### ①医療情報の管理

1) 患者の情報自己コントロール  
VS  
医学研究者の研究の自由との衝突

2) 医療情報の管理は全て患者が行うべきか？

### ②経費

カード発行費用、病院や薬局の情報管理システムといった一次システム、  
カード読み取り機の導入やそのシステム

# 私見

- ・安全性の確保

情報技術、医療情報を電子化するための必要な法整備)

診療情報の収集や2次利用等に対する承諾の義務付け

患者の意思を最優先

診療の種別ごとに、強制データと任意データをわける

- ・データの連結の仕方

情報の種別ごとに制限をかける

- ・医療目的外の利用方法

患者の自己情報コントロール権の制限

# PPMELTシンポジウム 「改正個人情報保護法と 医療データ連携」

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝

個人情報保護法は、医療分野については、個別法（特別法）で対応することを予定していた。

→ 個人情報保護法（一般法）は医療分野の個人情報の取扱いを想定したつくりになっていない。

∴ 医療分野の特別法の制定が頓挫すると、

個人情報保護法（一般法）がそのまま適用され、

「ゲノム情報」単体＝個人情報（個人識別符号）

「病歴」＝要配慮個人情報（同意取得、オプトアウト禁止）

「連結可能匿名化」した情報＝個人情報（同意）

医療等研究、創薬事業等への影響は甚大となる。

## 【目標】

### ○ 医療安全の確保

(トレーサビリティの確保等

→連結可能匿名化に変わる制度の必要性)

### ○ ドナー等本人のプライバシー保護

(一定範囲の血族等多数当事者のプライバシー保護、生まれてくる子孫の保護等の問題)

### ○ 「学術研究の自由」の確保

(学術研究目的の適用除外条項)

### ○ 遺伝子創薬等医療創薬系の産業振興

(2000個問題及び越境データ問題の解決  
国際的ルールとの整合、執行協力体制)

---

## 【納期(スケジュール感)】

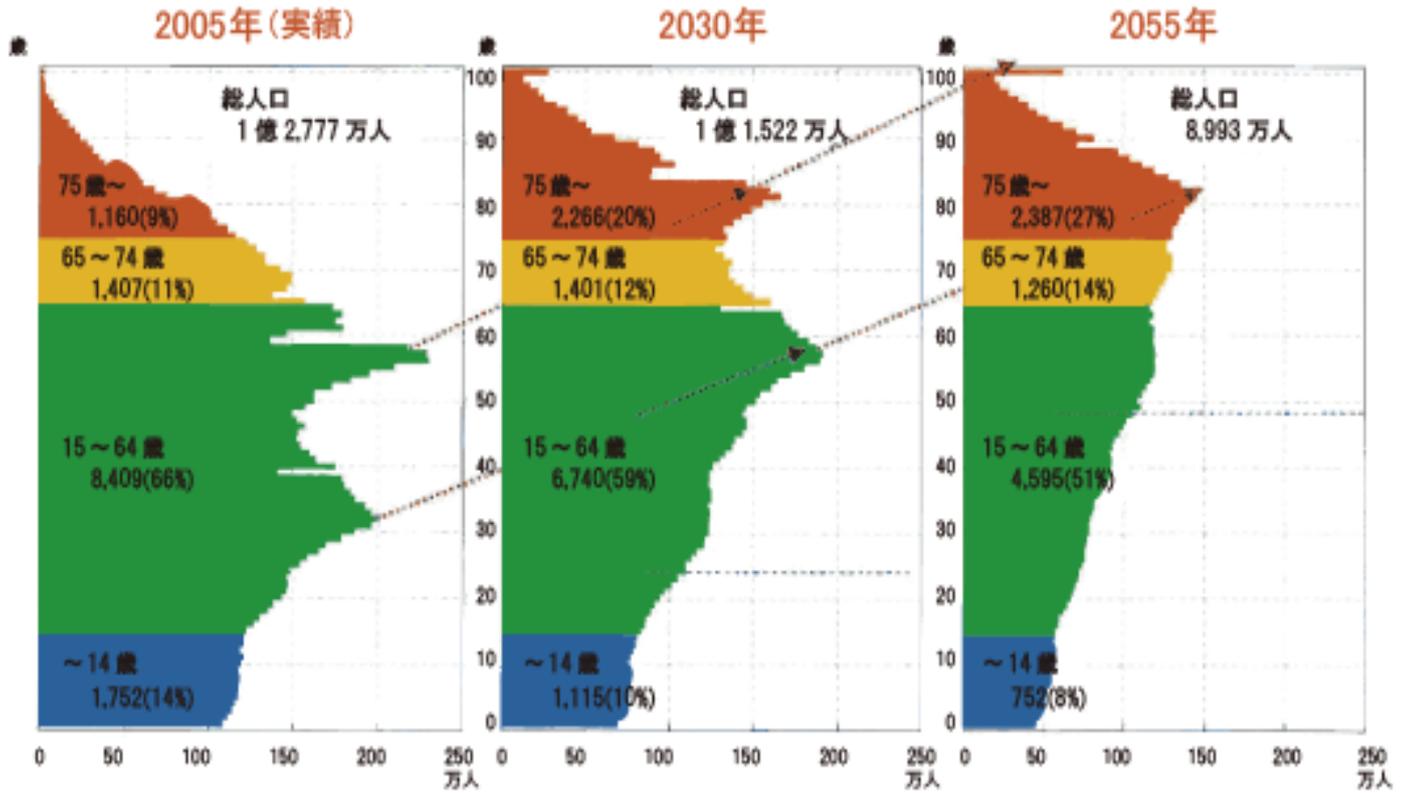
○ 人口のボリュームゾーンである団塊の世代が後期高齢者に入り、医療保険等社会保障制度の財政がより逼迫する前に、関連医療法制、関連情報法制の整備を図り、高齢者に向けた施策の充実を図るとともに、遺伝子創薬などの次世代産業を推進することで、人口減少社会の中でも経済成長を持続し、社会保障制度の財源を確保しておく必要がある。

---

# 高齢者人口の推移

— 平成 18 年度中位推計 —

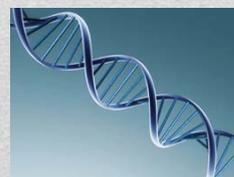
東大政策ビジョン研究センター「安心して暮らせる活力ある長寿社会の実現を目指して」



注：2005年国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

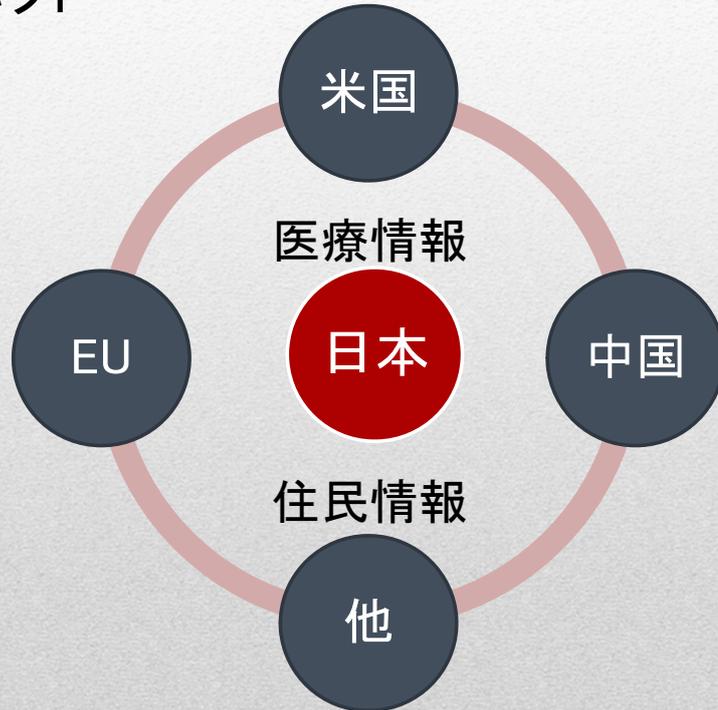
国際競争に負けると何が起こるか？

→流出が加速する個人データ(産業空洞化)



## ガラパゴス誘導政策の帰結するところは？

- 狭い市場・高コスト・高価格
- 財政インパクト

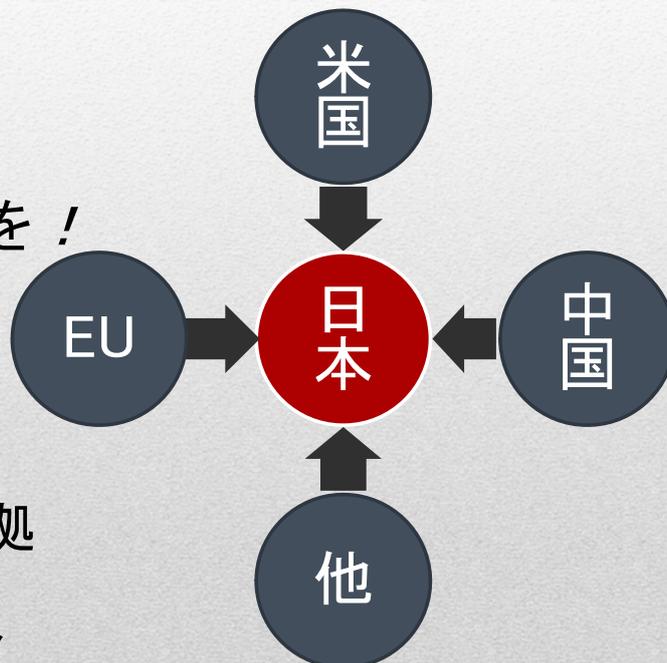


## 国際競争に勝つためには？

- 個人データの世界的なハブ機能を日本に  
(越境データ問題の解決)

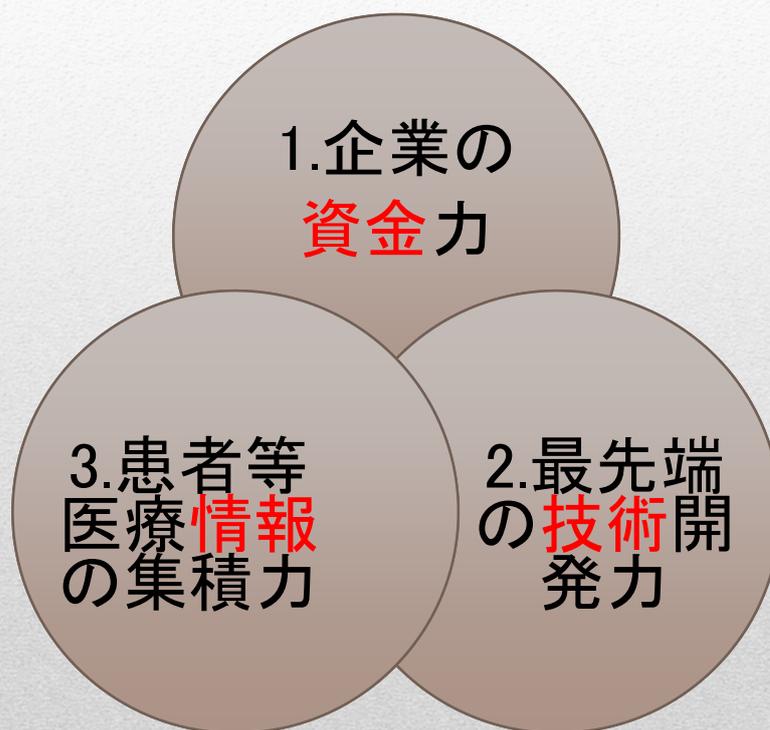
遺伝子創薬

世界中から遺伝を！



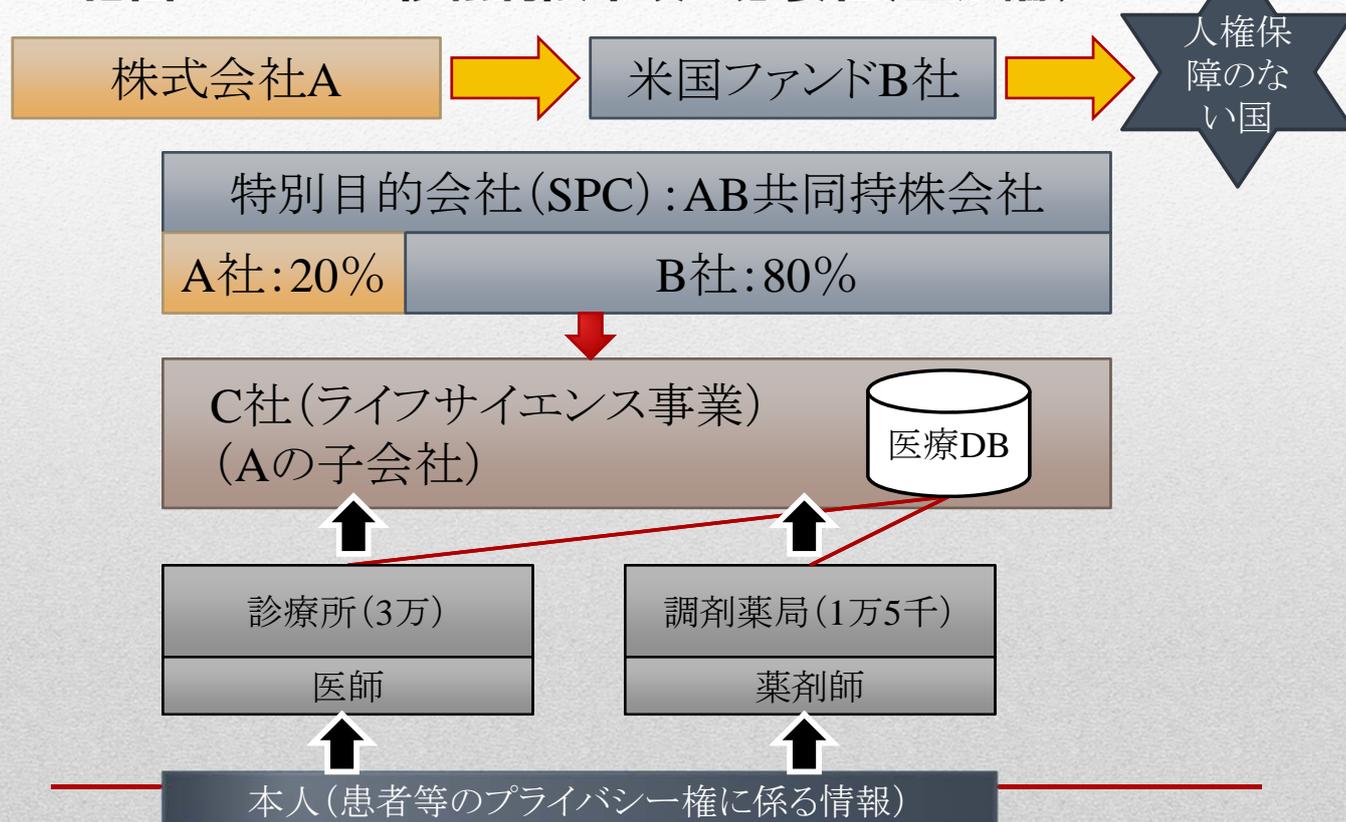
国内研究開発拠  
雇用創出と税収

\* 医療改革(再生医療・遺伝子研究実用化等)の前提条件



例) ライフサイエンス企業のM&A

～他国へのデータ移転制限条項の必要性(立法論)



## 【基本論点】

### 1. ゲノム法等特別法の法的位置づけ

(1) 「個人情報保護法」(一般法)で規律(1階建て型)

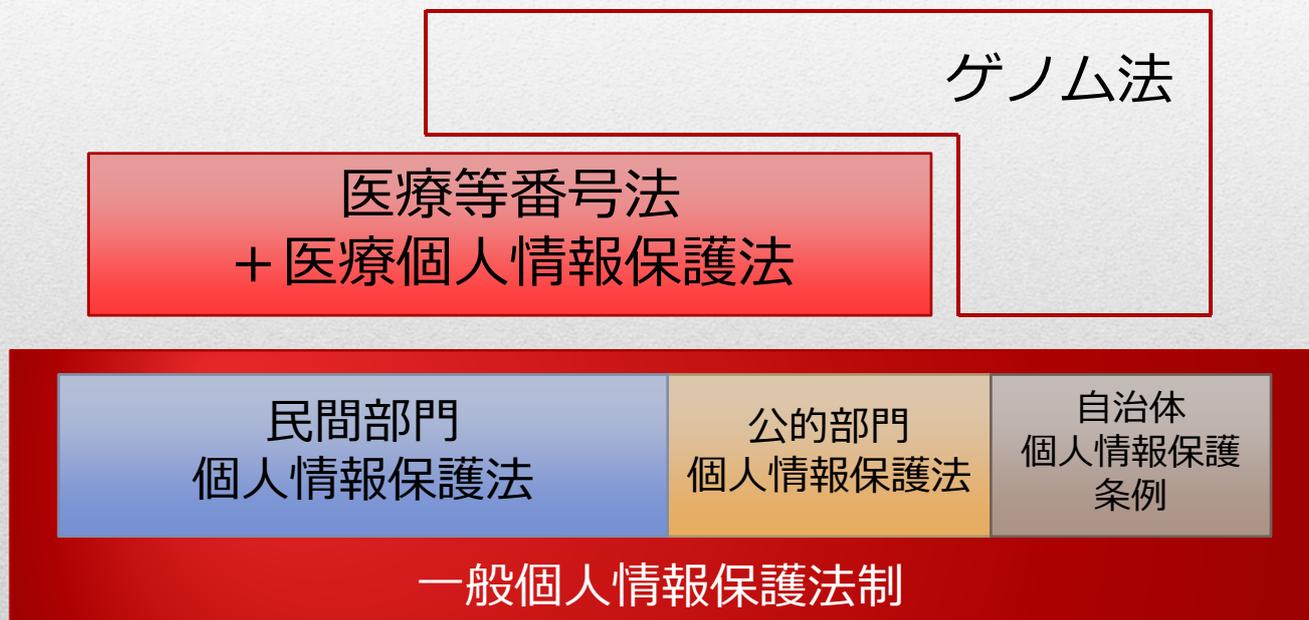
(2) 「医療等個人情報保護法」(特別法)で規律(2階建て型)

(3) 「医療等個人情報保護法」の他「ゲノム法」でも規律(3階建て型)

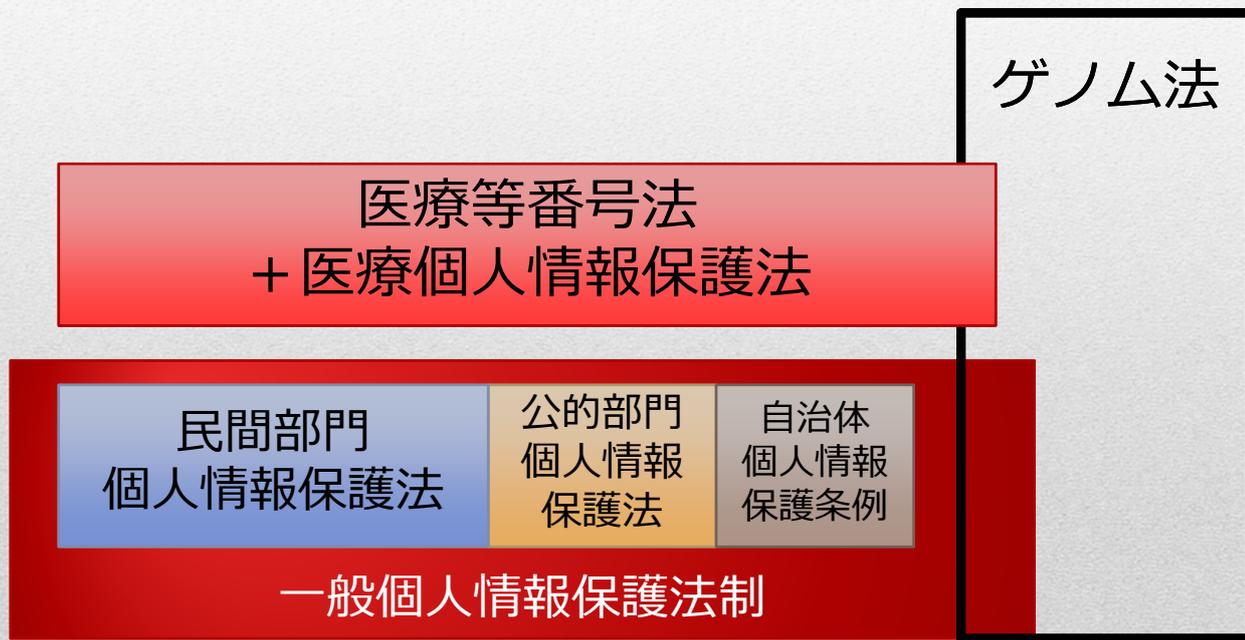
(4) 個人情報保護法制とは別体系のゲノム法で規律(別棟1階建て型)

(5) ゼロ規制・自主規制(野宿型)

## 医療分野の特別法の位置づけ(1)



## 医療分野の特別法の位置づけ(2)



### 【基本論点】

2. 遺伝情報を個人情報保護法で規律しようとする場合は、

- ① 容易照合系の「個人情報」として従来どおりの規律を維持すれば足りるか、
- ② 遺伝情報単体を個人情報とすべく「個人識別符号」として政令で指定すべきか。  
→法改正(及び政令)により②

## 個人識別符号

マイナンバー  
(12桁の数字)

遺伝情報

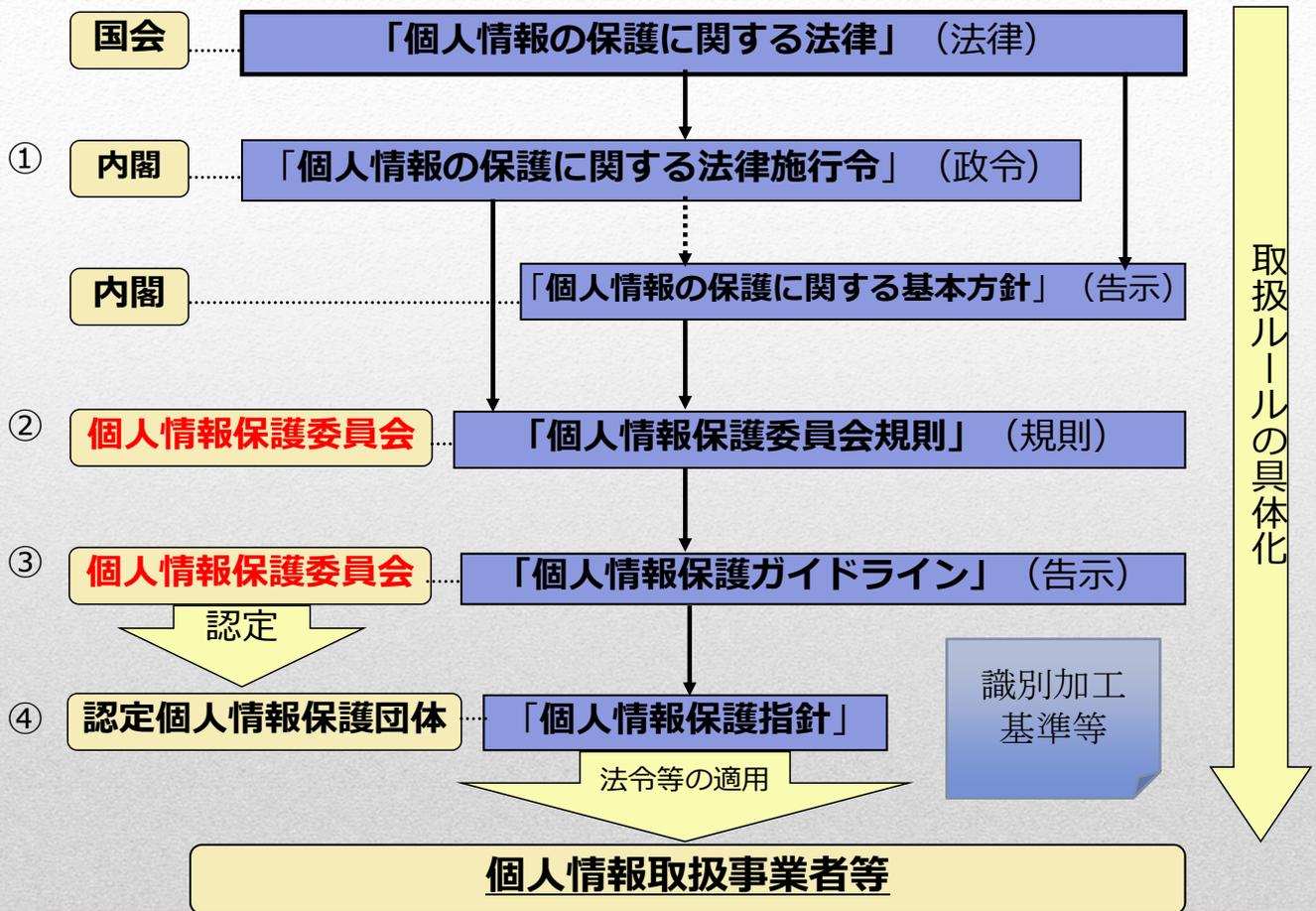
取得事業者にお  
ける本人到達性



### 【基本論点】

3. 遺伝情報を個人情報保護法の「個人識別符号」として、政令で指定する場合、法令用語としての「遺伝情報」をどのレイヤーでどのように定義すべきか。

- ①「政令」
- ②「個人情報保護委員会規則」
- ③「個人情報保護ガイドライン」(告示)
- ④「認定個人情報保護団体」の「個人情報保護指針」



## 【基本論点】

4. 遺伝情報は「要配慮個人情報」として規律すべきか。（「病歴」？）

**2条3項** この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして**政令**で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 【基本論点】

5. 医療個人情報関連の研究及び創薬等の産業において「匿名加工情報」は使えるか。

① 「匿名加工情報」と非個人情報化措置と選択できる場合に、前者を用いることの実益はどこにあるのか。

---

② いわゆる仮名データは「匿名加工情報」に該当せず、「個人情報」と評価されることが改正個人情報保護法で明確になったことで、「連結可能匿名化」(いわゆる仮名データ)は、改正法施行後は個人情報としての義務を負うこととなるがその影響は遺伝情報及び医療研究、創薬等の産業にいかなる影響があるか。

---

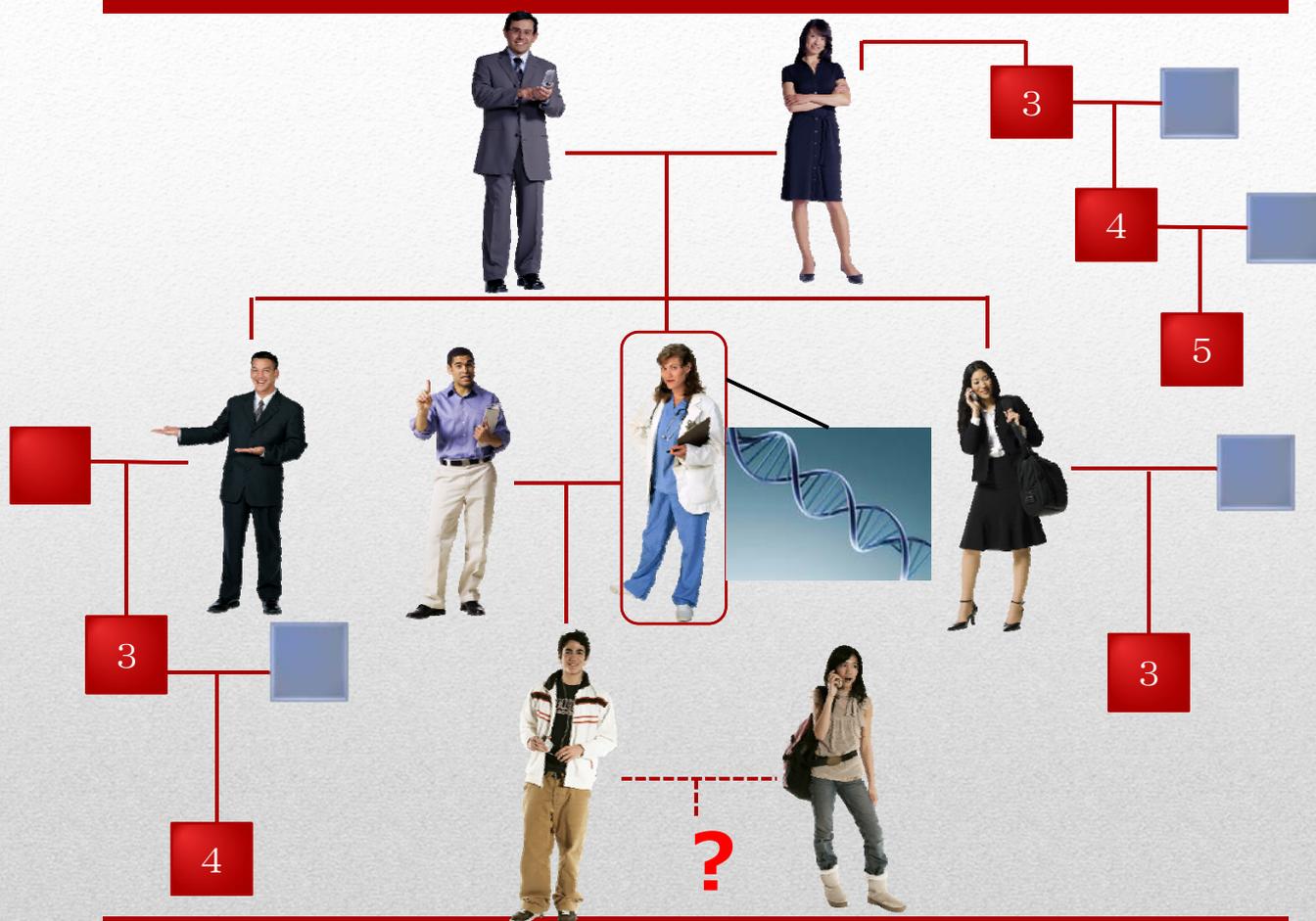
## 【基本論点】

6. 遺伝情報の本人とその血族など保護すべき人の範囲をどう考えるべきか。

また、遺伝情報に対する、開示等請求権にいかに対応していくべきか。

保有個人データに限定されるべきか。

開示範囲(非開示の事由、その判断基準)をどう考えるべきか。



## 【基本論点】

7. 遺伝情報の越境データ問題にどう対処すべきか。

遺伝情報が十分な保護水準に達していない国に提供される場合について国または個人情報保護委員会は如何に対応していくべきか。

8. 遺伝創薬などの産業を支える法的基盤をどのように整備していくべきか。  
(規制緩和策だけが解か?)

---

## 【基本論点】

9. 2000個問題の影響について

研究目的の適用除外の明文規定のある私立大学(病院)及び私立病院と適用除外規定のない独立行政法人等個人情報保護法が適用される国立大学法人(病院)及び独法の研究所及び(病院)、その他個人情報保護条例が適用される公立大学(病院)その他の都道府県市区町村立の病院等の医療個人データ及び遺伝情報の連携をどう実現するのか。

---

# 個人情報保護法制の全体構造

## 「個人情報の保護に関する法律」

### 「基本法」部分

- 第1章 総則(目的・基本理念)
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
- \*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

### 民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 個人情報保護委員会
- 第6章 雑則(適用除外等)
- 第7章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

「個人情報保護条例」  
\* 市区町村の「個人情報保護条例」  
\* 都道府県の「個人情報保護条例」等

個人情報取扱事業者等  
(民間企業等)  
**民間部門**

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体

**公的部門**

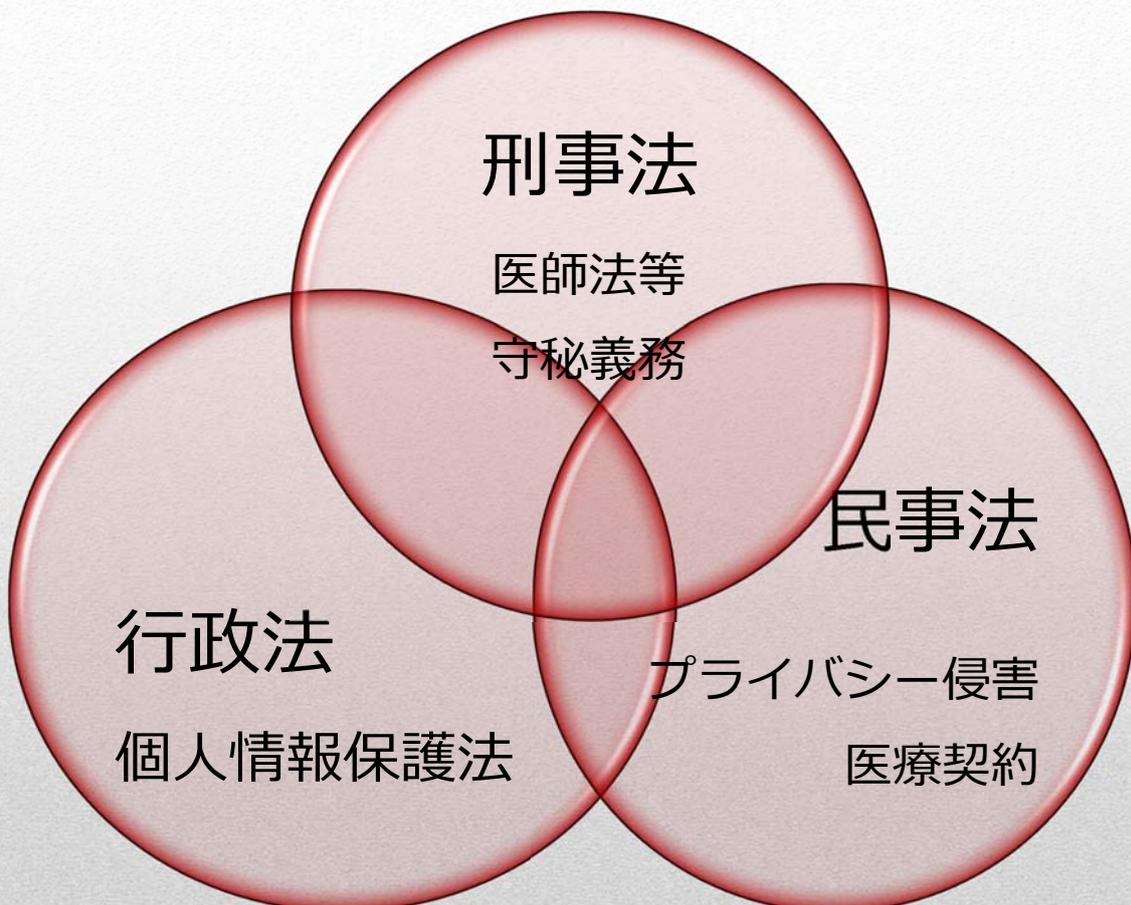
## 個人情報保護法・条例数 2000問題

### 医療分野における個人情報保護法(条例)の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	所管官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	委員会
鈴木内科医院	個人情報保護法	委員会

## 【基本論点】

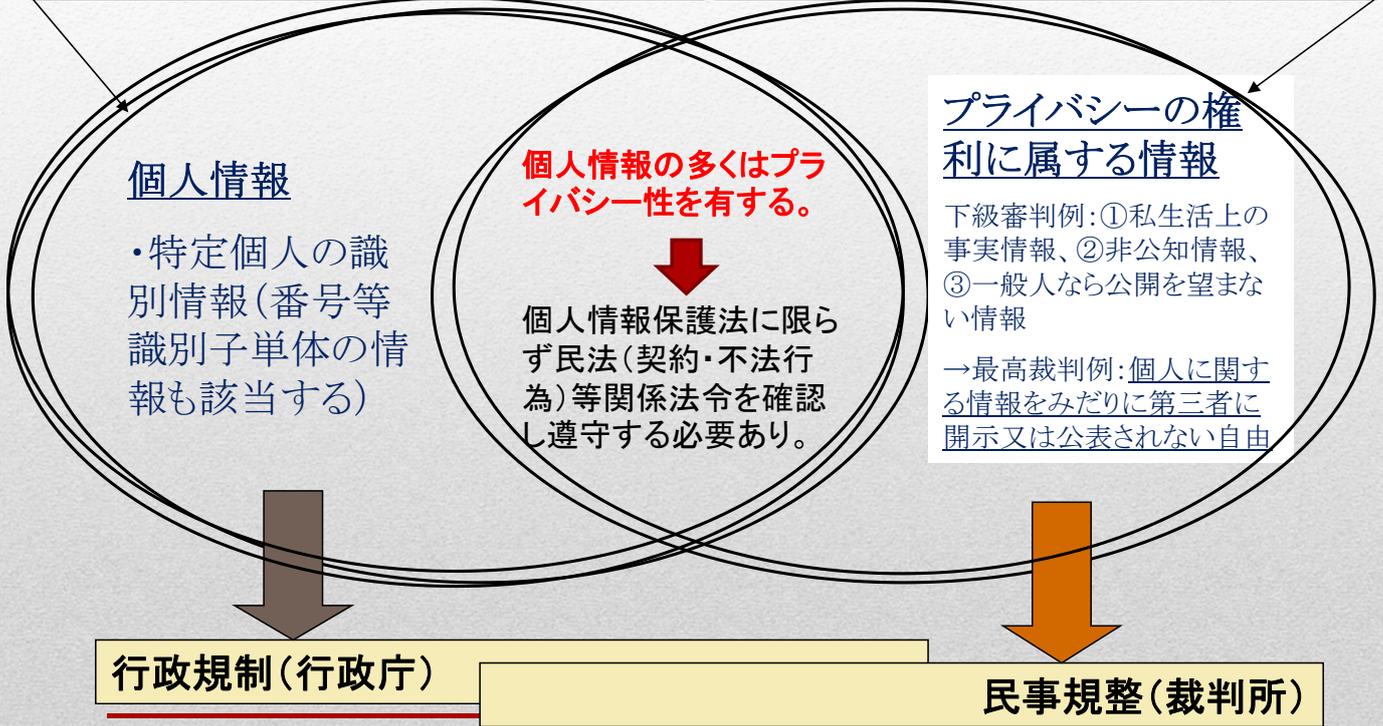
10. 医療データ、遺伝情報の提供する場合の民事法上、刑事法上の問題  
～全て適法であって、はじめてデータを移転し得る。



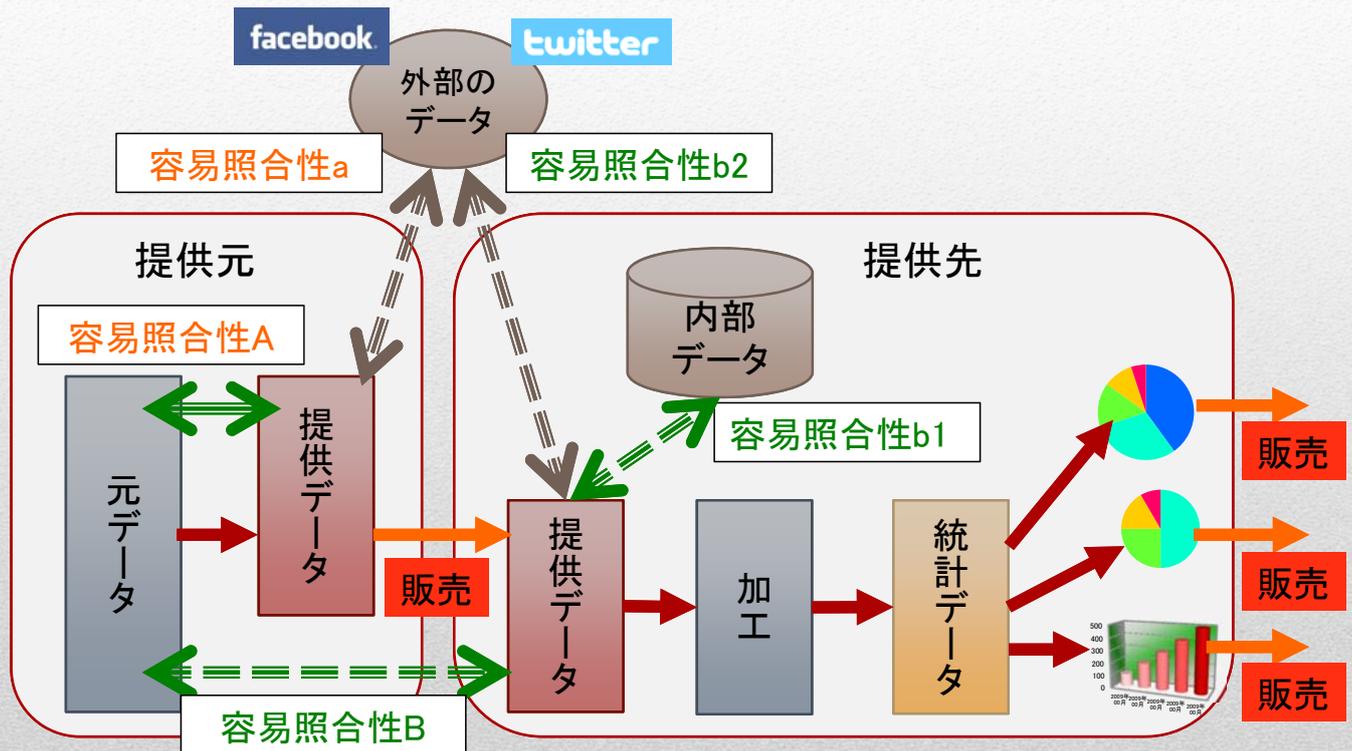
# 「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係

公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。

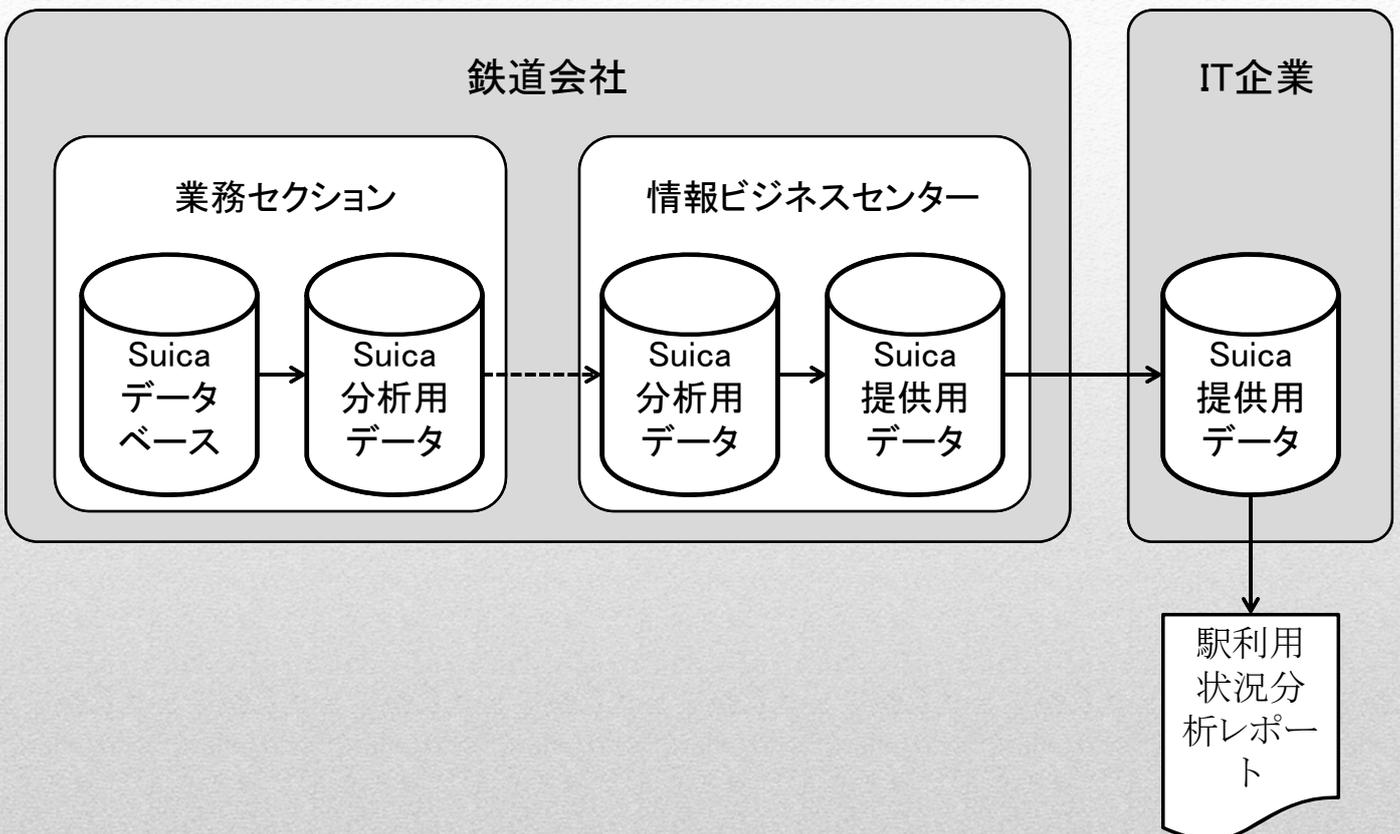
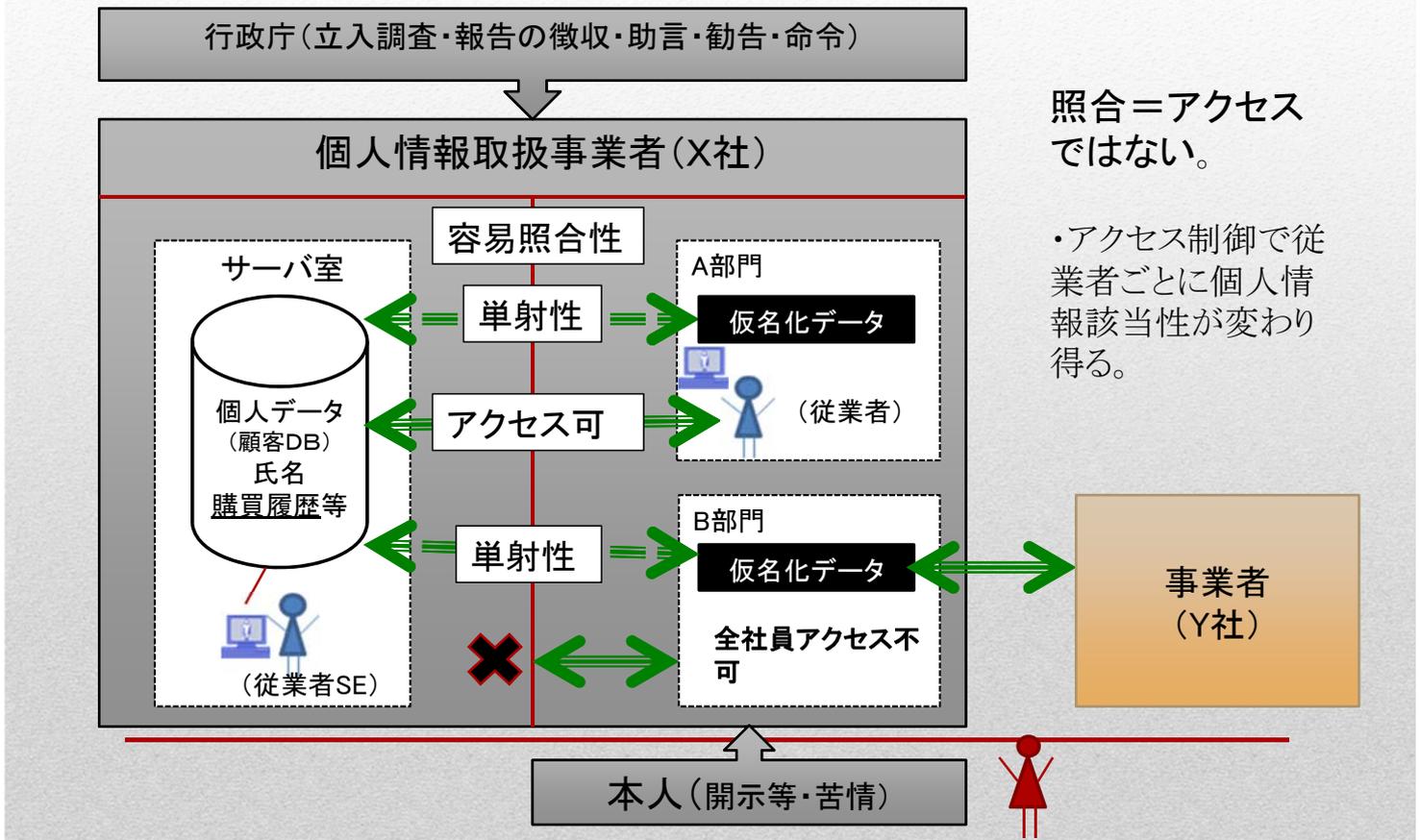
特定個人を識別できない情報であってもプライバシーの権利を侵害し得ることに留意すべき。

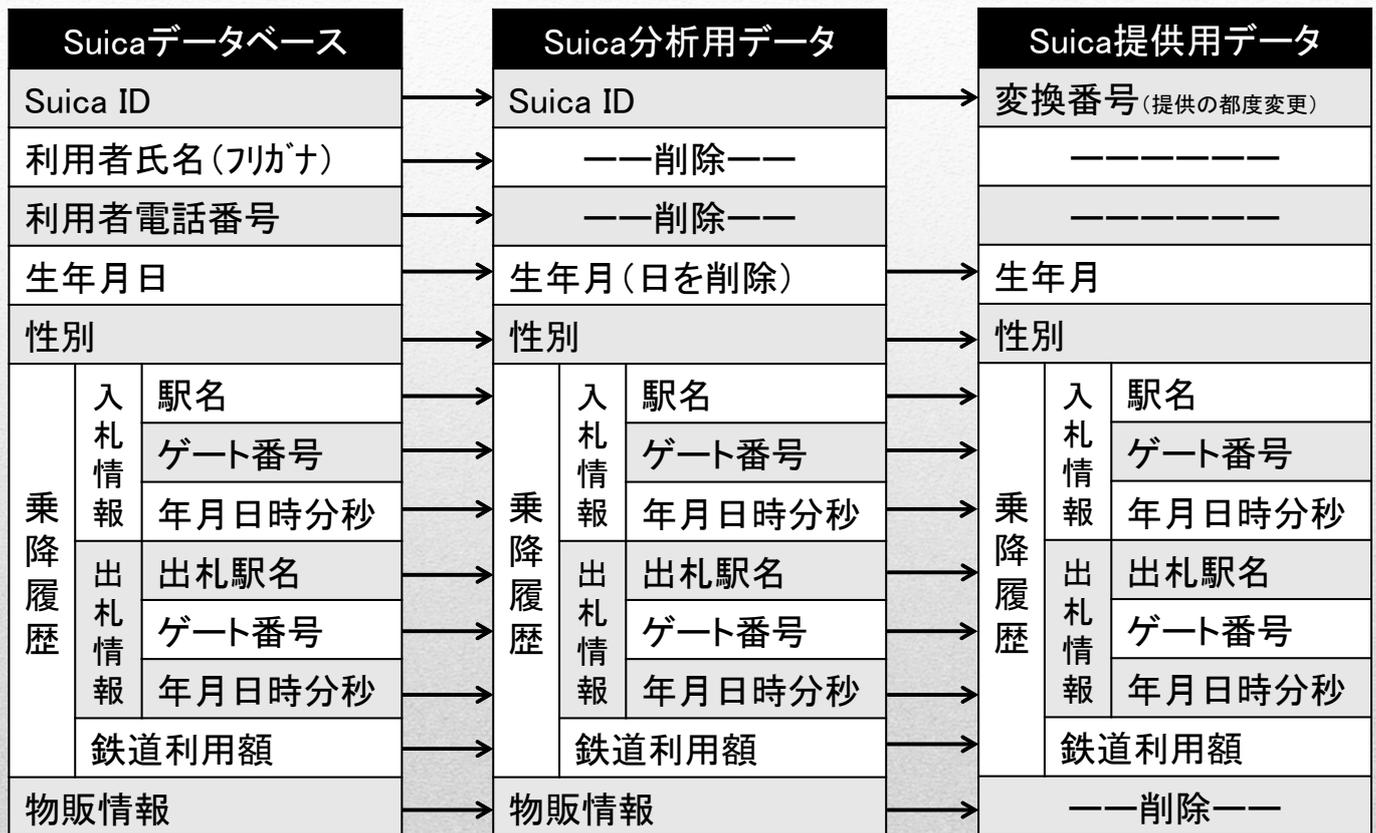


# 照合性—当該情報と「他の情報」

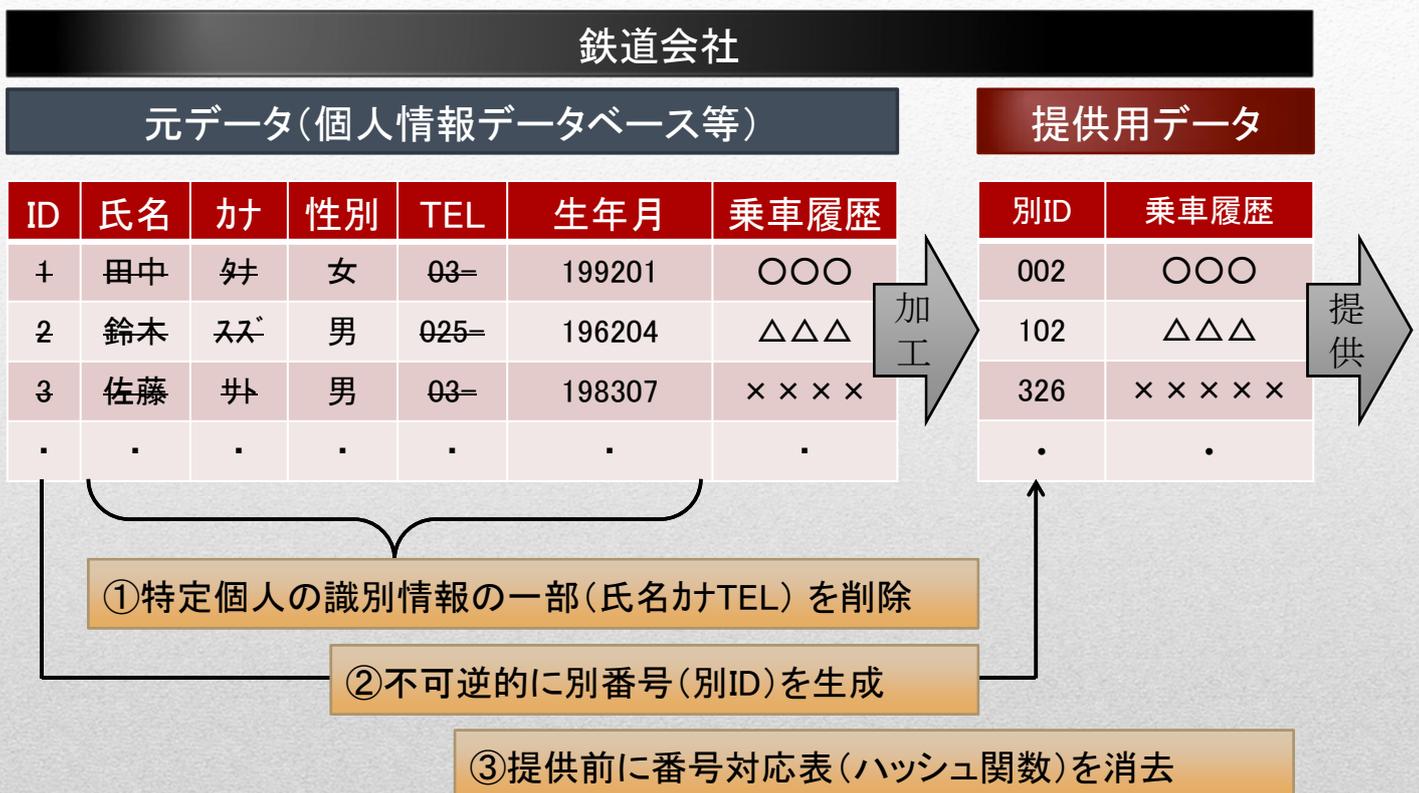


# 「経産省ガイドラインQ&A」Q14問題





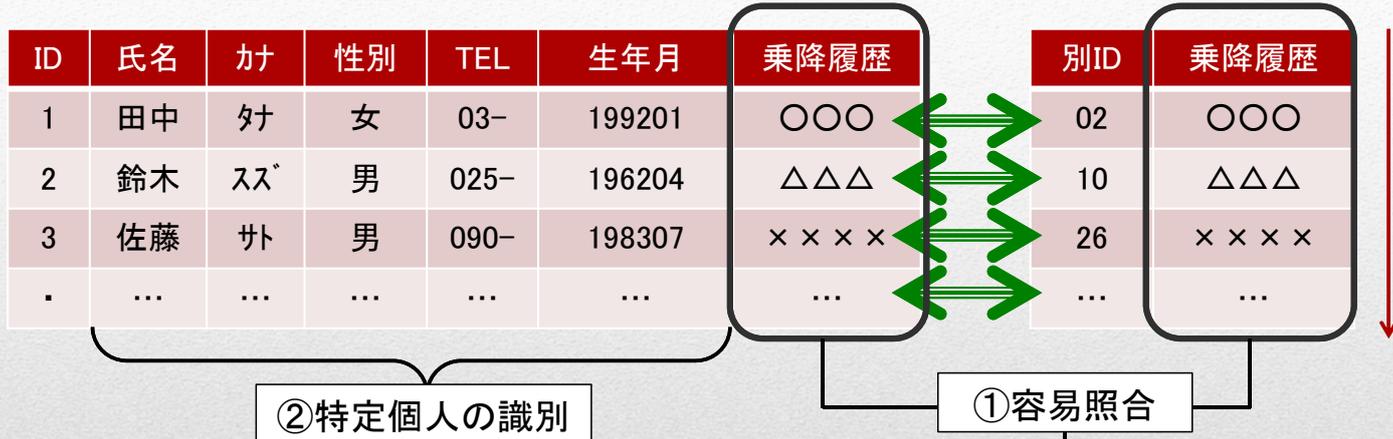
## 定期型(記名式)交通カードの移動履歴データの加工と提供



# 記名式交通カードの移動履歴データは「個人情報」

元データ(個人情報データベース等)

提供用データ

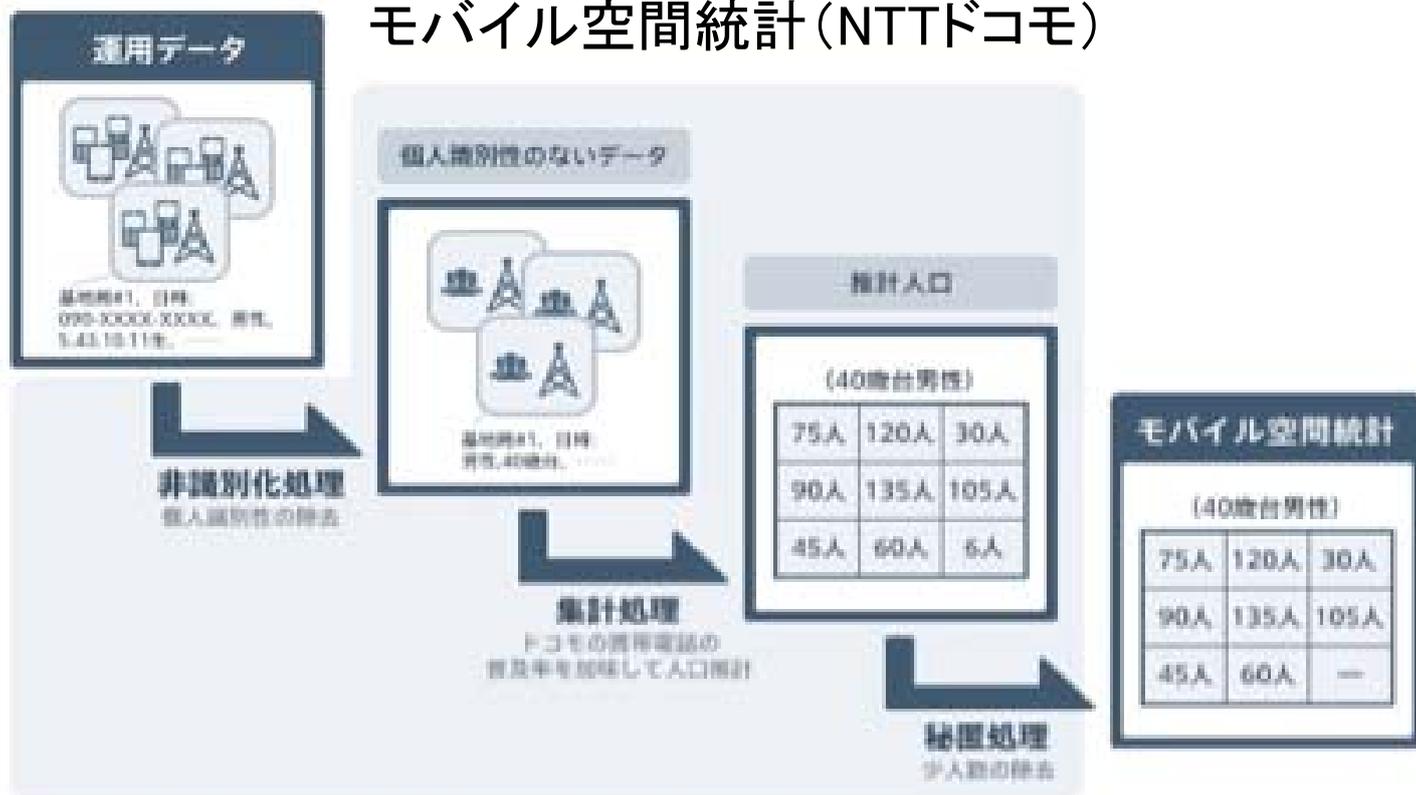


\* 移動履歴データ(例)

入札 駅名	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅名	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
渋谷	24	20130822142308	品川	08	20130822143425
品川	08	20130822190514	新宿	32	20130822192648

×1ヶ月分

## 統計化(非個人情報化)の例: モバイル空間統計(NTTドコモ)



## 非識別化処理

モバイル空間統計では、携帯電話サービスを提供する上で必要となるデータのうち電話番号の様な個人を識別できる情報を使用しません。また、生年月日を年齢層に変換するなど、情報の要約を行います。この処理を「非識別化処理」と呼びます。

## 集計処理

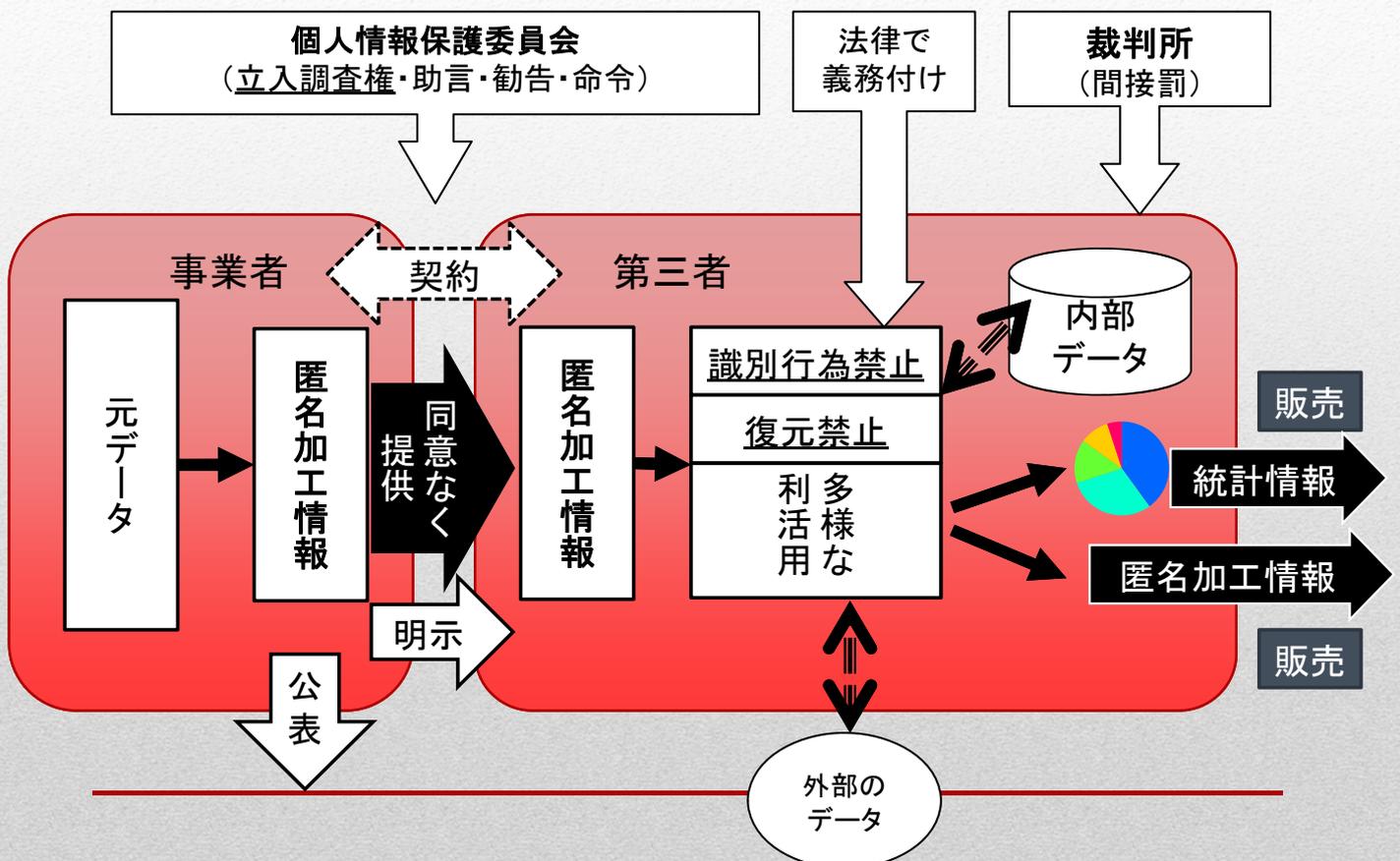
性別・年代別などの属性別に携帯電話の台数を数え、さらに、ドコモの携帯電話の普及率を加味することで、ドコモのお客様以外の方々も含む人口を推計します。この処理を「集計処理」と呼びます。

## 秘匿処理

少人数エリアの数値を除去します。この処理を「秘匿処理」と呼びます。統計的に少数であることで個人を推測されやすくなる場合があります、これを防ぐために行います。

© NTTドコモ [https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mobile\\_spatial\\_statistics/](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mobile_spatial_statistics/)

## 「匿名加工情報」



# 支援に向けた 個人情報保護法政策の 課題

藤田 卓仙

名古屋大学大学院経済学研究科

CBMヘルスケアイノベーション寄附講座（アイカ工業）

寄附講座准教授

## 概要

- ・ 支援に向けた課題の概略
- ・ 本人の判断能力に由来する課題
- ・ 個人情報保護法制上のそもそもの課題
- ・ 個人情報保護法制以外の法政策的課題

# 判断能力が不十分な人の 個人情報保護上の課題

判断能力が不十分:小児、判断能力の低下した高齢者、その他障害を有するもの

1. 本人の判断能力(意思能力)が不十分であることによる課題
  - ・本人の個人情報の共有にあたっての同意の有効性の問題
  - ・親権者・後見人等本人以外による同意の代理が認められるか
  - ・同意がなくても情報共有等はできないのか
2. その他の(個人情報保護法制上のそもそもの)課題
  - ・個人情報保護法制2000個問題
  - ・医療分野における課題
  - ・2015年以降の今回改正に伴う課題
3. 個人情報保護法以外の法的課題

3

## 精神障害者にまつわる法律

・精神科医療・障害者等支援に関する法律

精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法、障害者自立支援法、  
知的障害者福祉法、児童福祉法

・医療介護に関する法律

医師法、医療法、薬機法、健康保険法、介護保険法、高齢者虐待防止  
法、、、

・さらに一般的な法律その他

憲法、民法、刑法、消費者契約法、個人情報保護法、銀行法、、、

4

# プライバシー法制の観点から

## 研究として

原則として、個人情報保護法制の例外とされている。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（その他、ゲノム指針等）  
内にてルールあり（臨床研究法案も審議中）

## 医療として

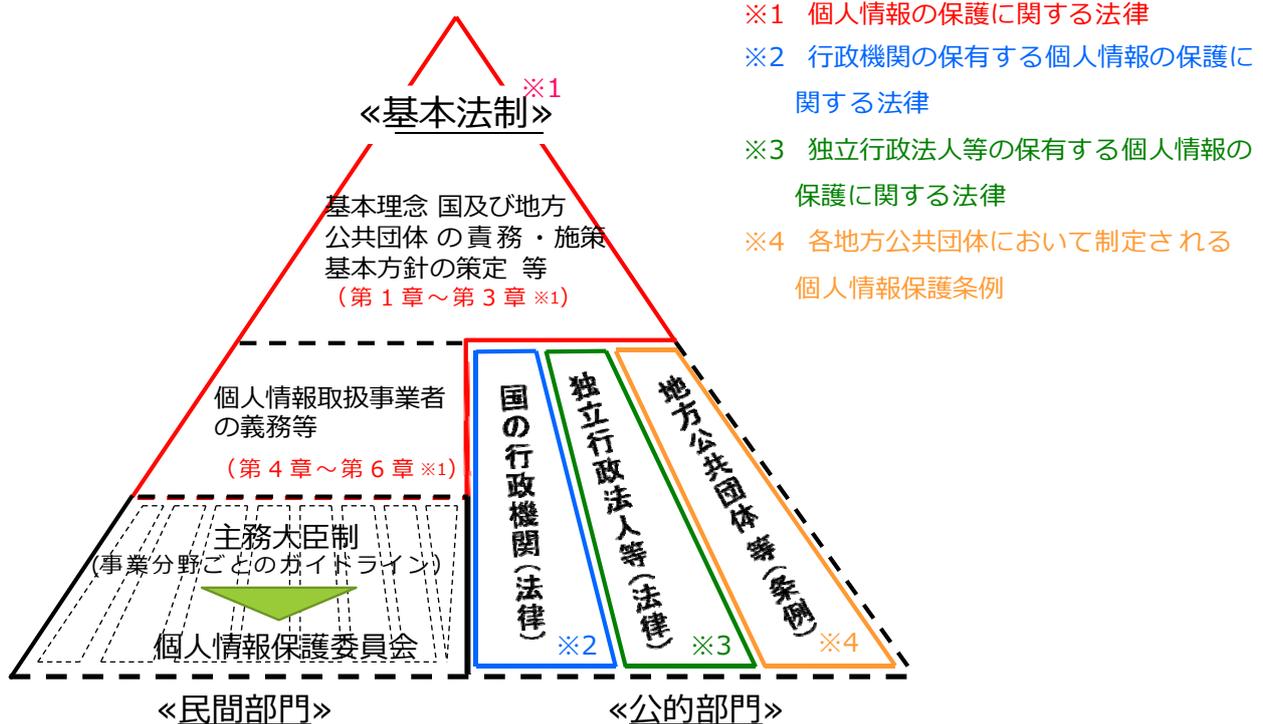
個人情報保護法制、関連ガイドラインに従う必要あり

## 自律的な経済活動支援に関して

支援方法によって考慮すべきガイドライン（例えば、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」）等

5

# 個人情報保護に関する法体系



※その他民法・刑法・医療法等の法律にも留意が必要。

6

# 事業分野ごとのガイドライン一覧

平成27年11月25日現在

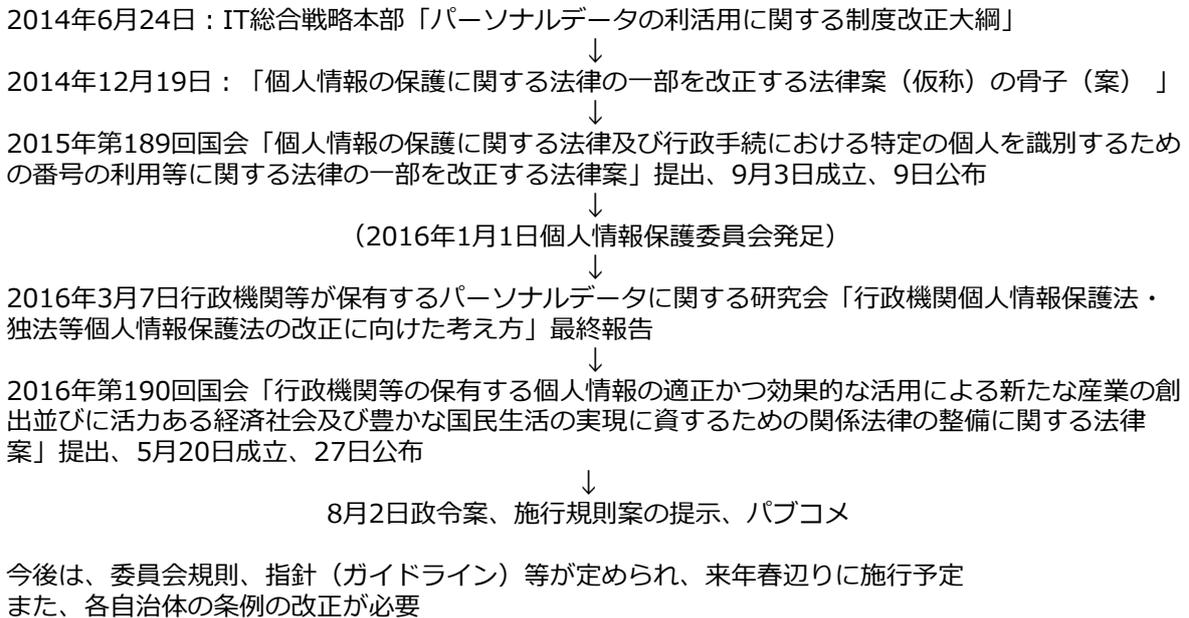
分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期		
医療	一般	厚生労働省	①医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ②健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ③医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) ④国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ⑤国民健康保険団体連合会における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成22年9月17日(最終見直し) 平成16年12月27日 平成17年3月31日 平成25年10月10日(最終見直し) 平成17年4月1日 平成17年9月15日	
		研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日 平成26年11月25日(最終見直し) 平成16年12月28日 平成27年8月12日(最終見直し)
	金融・信用	金融	金融庁	①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成16年12月6日 平成27年7月2日(最終見直し) 平成17年1月6日 平成27年7月2日(最終見直し)
		信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成21年10月9日(最終見直し)
情報通信	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成27年6月24日(最終見直し)	
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成23年6月29日(最終見直し)	
	郵便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日 平成27年7月21日(最終見直し)	
	信書便	総務省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	
経済産業	経済産業省	①個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) ②経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示) ③医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成26年12月12日(最終見直し) 平成16年12月17日 平成20年7月24日 平成24年10月15日(最終見直し)		
雇用管理	一般	厚生労働省	①雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年7月1日 平成27年11月25日(最終見直し) 平成16年10月29日 平成24年6月11日(最終見直し)	
	船員	国土交通省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年9月29日 平成25年3月29日(最終見直し)	
警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成22年2月5日 平成27年3月30日(最終見直し)		
法務	法務省	①法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日 平成27年3月24日(最終見直し)		
		②債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成16年12月16日 平成27年6月24日(最終見直し)		
外務	外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年4月2日 平成27年5月29日(最終見直し)		
財務	財務省	財務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成14年11月25日 平成27年3月27日(最終見直し)		
文部科学	文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年3月29日 平成27年8月31日(最終見直し)		
福祉	厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成25年3月29日		
		職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者 供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の義務、募集内容的的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年9月10日(最終見直し)		
労働者派遣	厚生労働省	派遣元事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年8月10日(最終見直し)		
		船員	国土交通省	無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員 労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容的的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成17年2月28日 平成25年12月12日(最終見直し)
労働組合	厚生労働省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日 平成27年11月25日(最終見直し)		
		企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日
農林水産	農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年7月10日 平成27年7月1日(最終見直し)		
国土交通	国土交通省	国土交通省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日 平成27年3月31日(最終見直し)		
環境	環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年12月10日 平成27年4月1日(最終見直し)		
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日		
合計27分野		合計38ガイドライン			

## 「個人情報保護法制2000個問題」

個人情報の取り扱いを定めている法律・条例が  
 国に対する「行政機関個人情報保護法」  
 研究機関・国立大学・国立病院などに対する「独立行政法人個人情報保護法」  
 各自治体の「個人情報保護条例」(47都道府県、1718市町村、東京23区、100超の広域連合)と約2000個存在することに起因する問題

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人国立病院機構 岩手病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人宮城県立 病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	厚生労働省

# 我が国の個人情報保護法制改正の流れ



9

## 個人情報保護法の改正内容①

1. 個人情報の定義の明確化	
<b>個人情報の定義の明確化</b> 第2条第1項、第2項	特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。
<b>要配慮個人情報</b> 第2条第3項	本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	
<b>匿名加工情報</b> 第2条第9項、第10項、第36条～第39条	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。
<b>個人情報保護指針</b> 第53条	個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。
3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	
<b>トレーサビリティの確保</b> 第25条、第26条	受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。
<b>データベース提供罪</b> 第83条	個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

## 個人情報保護法の改正内容②

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	
<b>個人情報保護委員会</b> (H28.1.1施行時点) 第50条～第65条 (全面施行時点) 第40条～第44条、 第59条～第74条	内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）
5. 個人情報の取扱いのグローバル化	
<b>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供</b> 第75条、第78条	日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。
<b>外国事業者への第三者提供</b> 第24条	個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。
6. その他改正事項	
<b>オプトアウト規定の厳格化</b> 第23条第2項～第4項	オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。
<b>利用目的の制限の緩和</b> 第15条第2項	個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。
<b>小規模取扱事業者への対応</b> 第2条第5項	取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。

内閣官房IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室資料

## 行政機関個人情報保護法等改正法案の概要

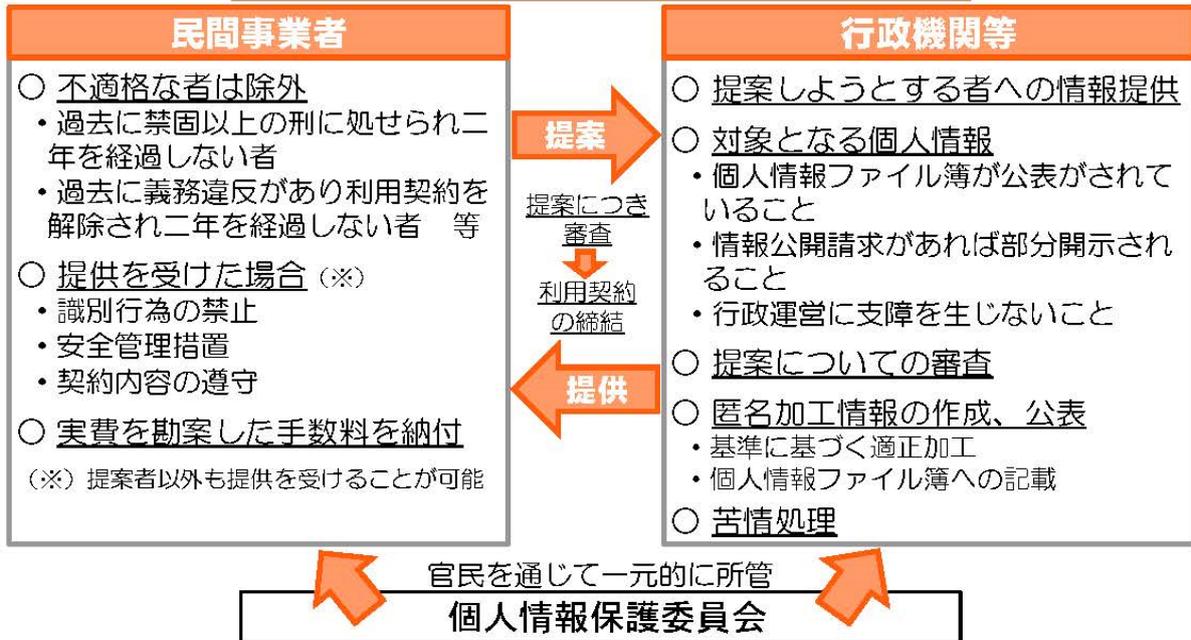
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

### 改正内容

- 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入
  - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
  - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

## 匿名加工情報の作成・提供の仕組み



- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

### 施行期日

公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行（新個人情報保護法の施行と同時期を想定）

13

## 改正個人情報保護法の施行スケジュール（案）

	2015年 上半期	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係		同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立	内閣官房 政令案の検討等	個人情報保護委員会設置	委員会規則・ガイドライン等の策定	改正個人情報保護法全面施行権限一元化※
法執行		消費者庁 主務大臣 現行法の所管		改正法の所管	改正法に基づく監督
			現行法に基づく監督		

※「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行。

# 個人番号(マイナンバー)は利用できるか？

## マイナンバー法第9条

→社会保障制度、税制、災害対策に関する分野のみ利用可能

## マイナンバー法第19条

→特定個人情報の提供の制限がされている(情報提供ネットワークシステムの使用に関しては別表第2に限定)

15

## マイナンバー制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象とし、社会保障・税・災害対策の分野で利用することとされている。

(※) 番号制度の創設時の検討過程(平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱)では、医療情報は機微性が高いので、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。

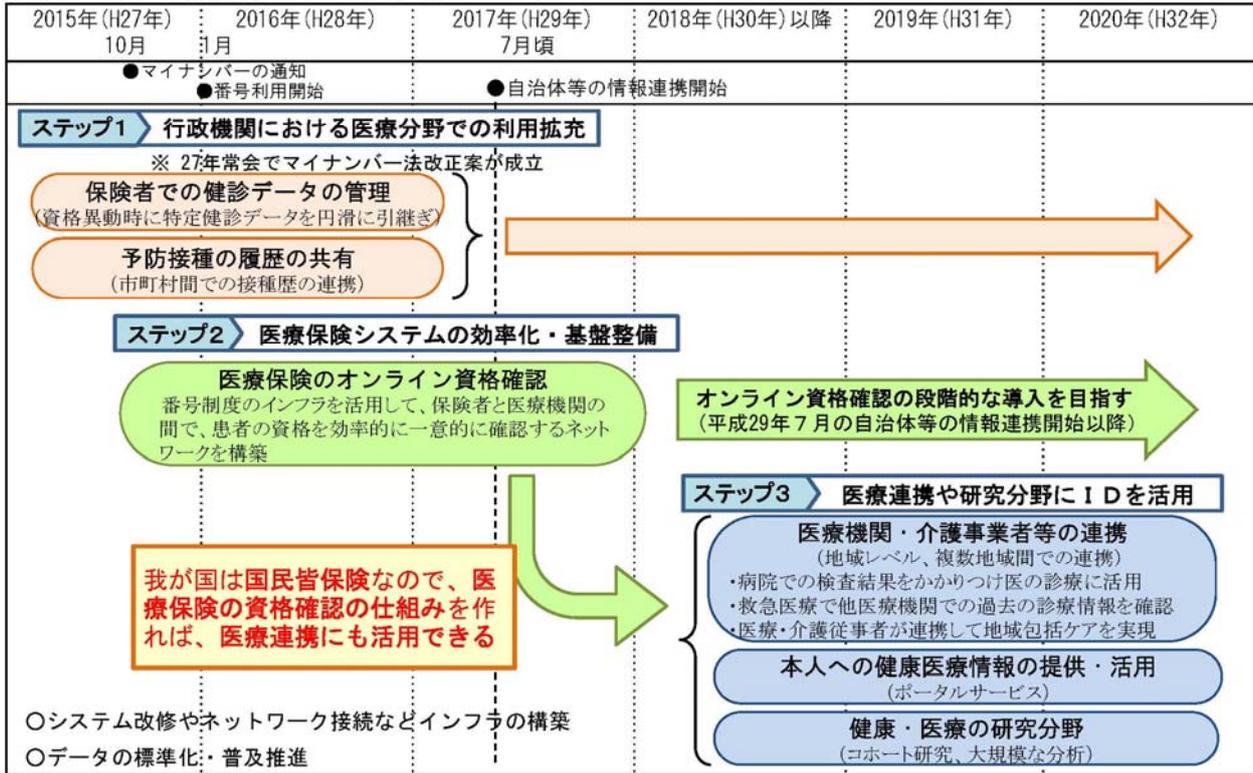


○マイナンバーの利用範囲(番号法別表)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用	
災害対策	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

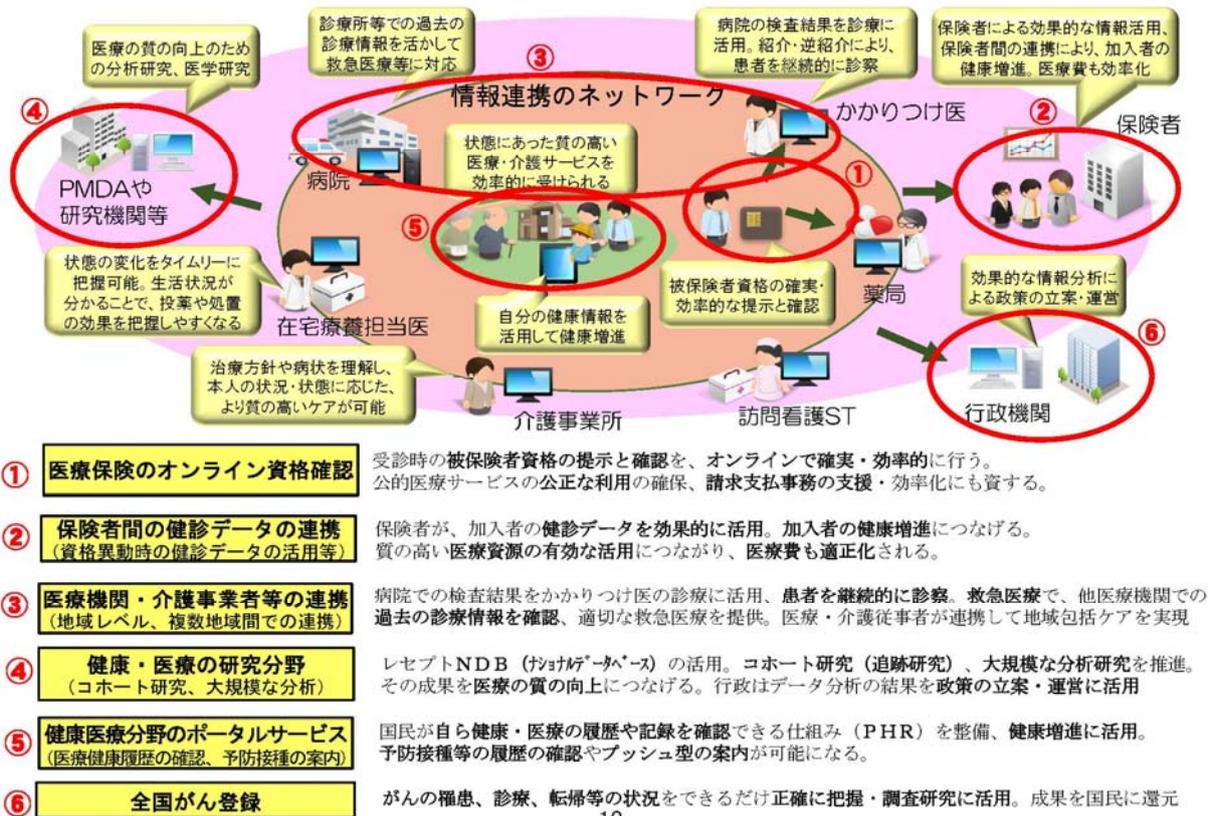
## 医療等分野における識別子（ID）の活用（イメージ）

○ 医療等分野の識別子（ID）については、マイナンバー制度のインフラと既存の医療保険のインフラをうまく活用して、効率的で安全な情報連携のインフラを整備していく。



厚労省「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書」（2015年12月）より 17

## 医療等分野の情報連携の利用場面（ユースケース）



厚労省「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書」（2015年12月）より 18

# 判断能力が不十分な人の 自律的な経済活動支援に向けて

---

現状の個人情報保護法制では、  
本人の同意をベースとしており、  
同意能力が十分でない場合の仕組みが不十分

今回改正により

「病歴等」要配慮個人情報を扱うには  
事前同意が求められる

19

## どうすべきか

---

1. 本人に同意能力があるうちに同意  
を取得する仕組みを作る(小児では不可能)
2. 後見人等による同意を本人同意の  
代わりとする
3. 本人(や後見人等の)同意がなくて  
もOKなルールを作る

20

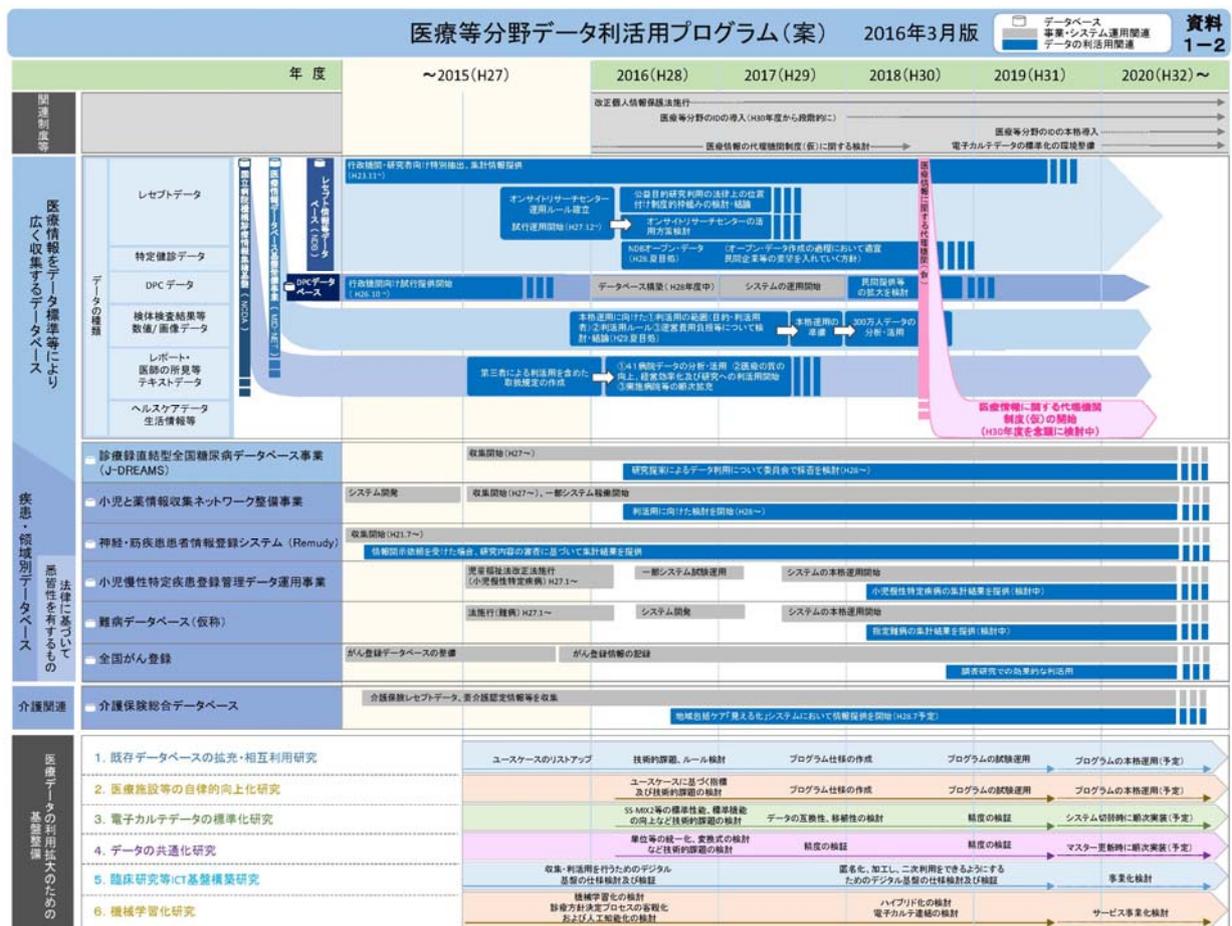


# 代理機関構想

日本再興戦略2016

「既存の法令との関係を整理した上で、医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として「代理機関(仮称)」を実現するため、次世代医療ICT基盤協議会等において「代理機関(仮称)」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。」

23



# ただし

---

これらの構想は、基本的に、

「匿名化することによって、データをより広く2次利用する」  
ことを考えているものであり、

本人の利益のためには、

匿名化をせずに

(暗号化等の安全管理措置は十分に行った上で)

そのまま個人情報である医療等のデータを扱うべき。

25

# そのためには

---

A)既存の法律の改正を行う

障害者自立支援法等関連する法律に入れ込む

B)提出予定の新法に入れる

代理機関に関する法律や医療等IDに関する法律

C)完全な新規立法を行う

医療個人情報保護法、認知症高齢者に関する特別法等

26

# まとめ

---

・判断能力が不十分な人の支援のための情報共有に関しては、現行法上適法に行える部分も十分に存在する。

・ただし、個人情報保護法の今回改正に伴い注意すべき点が存在し、また、本人以外による同意に関しても有効性に問題があり得る。

・そもそも、個人情報保護法制2000個問題のように、多組織での情報共有を困難としている状況が存在する。

・そのため、代理機関構想を含め、特別法による解決を期待する声は大きいですが、パッチワーク的に特別法を作るよりは、抜本的な個人情報保護法制全体の見直しが望ましい。

# 代理制度の個人情報保護・ プライバシー関係への適用

弁護士・ひかり総合法律事務所  
板倉陽一郎

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

1

## 自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒、2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。2008年弁護士(ひかり総合法律事務所)。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向(消費者制度課個人情報保護推進室(現・個人情報保護委員会事務局)政策企画専門官)。
- 総務省・改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース、経済産業省・平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究)匿名加工情報の加工方法等に係るワーキンググループ委員等。

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

2

# 目次

- 1 代理制度の基本
- 2 個人情報保護制度における代理
  - 2.1 個人情報保護法上の代理規定
  - 2.2 行政機関個人情報保護法上の代理規定
  - 2.3 番号利用法上の代理規定
  - 2.4 個人情報保護法上の同意の法的性質
- 3 プライバシー関係における代理
  - 3.1 人格権に基づく請求の代理
  - 3.2 人格権の不行使特約の代理

## 1 代理制度の基本 我妻・民法総則(1965)より

- 代理
  - 他人(代理人)の独立の行為(意思表示)によって、本人が、直接にその法律効果を取得する制度。
- 趣旨
  - 私法的自治の範囲の拡張
    - 自分に有する経済的信用を背景とし、代理人の才能を利用して活動する。
  - 私法的自治の補充
    - 意思能力のないものが社会関係の一員たる実を挙げ、権利能力者たる効果を収めること。
- 民法上「法律行為」の章に置かれている
  - 民法99条～118条

# 1 代理制度の基本

## 注釈民法(4)(1967)[於保]より

- 代理の適用範囲
  - － 法律行為
    - 代理は効果転帰の効果意思の効力によるものであるから、効果意思が問題とならないところの事実行為や不法行為は代理とは全く無縁である
    - 多くの場合、(代理人が)事実行為によって管理する権限をも同時に有しているものであることを忘れてはならない
    - 意思通知・観念通知は、一般に、準法律行為とよばれて、広く意思表示に関する規定の類推適用が承認されているのであるから、厳密に検討するまでもなく、準法律行為には代理の規定を類推適用して妨げあるまい
  - － 財産行為
    - 私的自治は財産関係に限られ、身分関係については許されない
    - ただ、身分行為についても、法律が特に他人の代行もやむをえないと認めた場合については例外として、法定代理が許されている
      - － 氏の変更, 代諾縁組, 代諾離縁, 親権の代行, 相続の承認・放棄

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

5

## 2 個人情報保護制度における代理

### 2.1 個人情報保護法上の代理規定

- (開示等の求めに応じる手続)
- 個人情報保護法第29条第3項
  - － 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- (開示等の求めをすることができる代理人)
- 個人情報保護法施行令第8条
  - － 法第29条第3項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。
    - 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
    - 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

6

## 2.2 行政機関個人情報保護法上の代理規定

- (開示請求権)
- 行政機関個人情報保護法第12条
  - 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
  - 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

7

## 2.3 番号利用法上の代理規定

- 番号利用法第30条第1項及び第2項による読み替え
  - 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
- 番号利用法第31条第1項ないし第4項による読み替え
  - 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)

2016/9/11

判断能力が不十分な人の個人情報保護  
について考える

8

## 2.4 個人情報保護法上の同意の法的性質

- (第三者提供の制限)
- 個人情報保護法第23条第1項柱書
  - 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ**本人の同意**を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 「同意」の法的性質？
  - そもそも行政法上の行為
  - 準法律行為...？

## 3 プライバシー関係における代理

### 3.1 人格権に基づく請求の代理

- 人格権に基づく差止請求
- 人格権に基づく損害賠償請求
  - いずれも、特段、任意代理を否定する説はないようだが...
- 著作者人格権？
- 発明者名誉権？

## 3.2 人格権の不行使特約の代理

- 「利用規約に同意してサービスを用いる」ことは、私法的には人格権(プライバシー権)の不行使特約ではないか？
- 著作者人格権の不行使特約を含む契約について任意代理を否定する説も、また無いようであるが...